

近現代史料整理論の状況

—近現代史料整理論ノートI—

鈴 江 英 一

目 次

- 一、本稿の意図 126
- 二、近現代史料整理論の提起 134
 - (一) 一九七〇年代の近世史料整理論 134
 - (二) 近現代史料整理論の生成 137
 - (三) 都道府県庁文書目録の状況 141
 - (四) 目録編成(分類)論の展開 147
- 三、近現代史料整理論の体系化 158
 - (一) 欧米における史料整理論の導入 158
 - (二) 史料整理論の深化 161
 - (三) 整理論の環境と再構築 168
- 四、まとめ —近現代史料整理論の課題— 180

一、本稿の意図

本稿を含むこの「近現代史料整理論ノート」は、近現代史料の整理について、史料管理学・文書館学の立場から考察を試みようとするものである。ただ、筆者はまだまだ近現代史料整理論を体系的に呈示するまでに至らないので、近現代史料整理論のいくつかの側面を取り上げて論ずることになるが、今回はそのささやかな一歩である。本稿は、近現代史料整理論ノートの最初であるので、「整理論」自体の軌跡をたどってみることにしたい。

尤も、「近現代史料整理論」と掲げているが、筆者は、「古代・中世史料整理論」「近世史料整理論」、そして「近現代史料整理論」が相互に独立して対峙していると考えているわけではない。本来は全時代を通じての史料総体⁽²⁾に対する整理論が存在していて、もし必要があれば古代・中世・近世・近現代といった史料の特質に応じた各時代毎の整理各論が論ぜられるという程度のことであろう。ただこれまでのところ、わが国では、史料管理学・文書館学の立場から史料整理論の総体が論じられたことは、そう多くはなかったと思う。各時代に亘る体系的な史料論の呈示が、一、二を除きほとんどなされてこなかったと言つてもよいのではなからうか。史料総体に対する整理論が、例えば図書館⁽⁴⁾における図書整理論⁽⁵⁾、博物館学における資料管理論⁽⁶⁾に對置し得るまでに、ことわが国の文書館界では、体系化されていないように思われる。史料整理論の現状は、包括的な「史料整理論・総論」が呈示される以前の、各時代の整理論が個別に蓄積されつつある段階である。本稿が「近現代史料整理論」を掲げるのも、「史料整理論・総論」が確立していない現段階で、これが他の時代、とくに近世史料の整理論に見合った發達を遂げたいと思うからである。

筆者が本稿で近現代史料の整理論を扱おうというのは、一つには近現代史料に対する関心とこれまでの整理実践の経験によるものであるが、いま一つは意識的に追求されることの少なかった近現代史料の整理論の到達点を、いまの

段階で把えておきたからである。というのも、史料整理論の中では、近世史料整理論が一定の蓄積をもっており、幾多の論争も生まれ、そこがさらに史料整理論・整理技術の発展を促してきた。⁷⁾しかしながら近現代史料の整理論は、近世史料整理論に比較すると、萌芽的な状態にとどまっているかのように見える。もとより、近現代史料の整理は、後述するように相当な実績をわが国の文書館は持っているが、史料整理論として体系を備えようとする論議の蓄積が少なかつたように思う。近現代史料整理論が体系的に構築されるためにも、その現状を把握し到達点と課題を確める必要があるのではないかと考えるからである。

また、「いまの段階で」と筆者が記したのは、近現代史料整理論（に限らず、史料整理論全体についても言えるのだが）は、いま新たな課題に直面し内容を変えつつあるのではないかと考えるからである。それが何であるかは、本稿の行論とともに触れたいが、要言するならば次のようなことである。

かつて文書館が扱ってきた史料は、近現代史料といっても例えば行政文書（公文書）でいうならば、主に近代初頭の文書であった。しかしいまや各文書館が収蔵し整理する行政文書は現在の文書であり、ときには明日の文書（を想定して）の収集・整理に当たっている。当然これらに対する整理論が要求されつつある（やがては近代史料整理論とは別に、現代史料整理論が必要であるとの論議が起ることも予測される）。文書館自体が、今日の社会のなかで変革を求められているといえるのかもしれない。これらの変革の動きに、われわれはどのような対応をなし得るであろうか。生まれたばかりのわが国の史料管理学・文書館学は、相当な自己形成の努力が求められているのではなからうか。わが国において史料管理学・文書館学を学ぶわれわれは、外からのさまざまな知見や刺激を受け入れなければならぬが、同時に、これまでわが国の文書館界が蓄積してきた史料整理論がどのような内容のものであつたか、またそれらをどのように継承し発展させていくべきか、見定めておく必要があるように思う。整理論ノートの最初に、「近

現代史料整理論の状況」として、これまでの史料整理論の歩みとその到達点と課題とをさぐってみようと思うのは、右の必要性からである。

では、この整理論はどのような内容のものであろうか。近現代史料整理論（ひいては史料整理論総体）がどのような枠組みを持つものであるか。この点も整理論ノートの課題であるように思うが、仮りに次のように考えておきたい。史料整理論の内容としてまず挙げられるのは本稿の主題である、近現代史料整理論自体の研究史がある。さらに、目録編成法、目録記述法、各種の検索手段の構築、そして目録批評などが挙げられよう。これらの史料整理論各論が考究されるために、先進的な図書館の史料整理理論・技術の導入、各館の史料整理法の比較、他の類縁機関（とくに図書館界）の理論と技術の比較及び吸収がなされることになる。

なお、ここでいう「整理」とは何かが問題となろうが、とりあえずごく平明に次のごとく規定しておくこととする。すなわち、保存されている史料を利用に供するために施す、検索・出納に必要な処理としておこう。⁸⁾ 通常、収集・整理・利用、あるいは保存という文書館業務の領域がある。整理は、収集と利用の間に位置するものであるが、その領域は画然としたものとして確立しているわけではない。従って整理の概念規定は、筆者が予め呈示し得るほど容易ではない。整理についての概念規定自体もいざれこの「整理論ノート」の課題としておきたい。⁹⁾

このほか、あらかじめ「整理論ノート」の対象を考えるうえで触れておきたいのは、史料整理論が適用される対象の史料についてである。かつては図書館における「図書」に対して、文書館の収蔵資料は「文書」であるとされてきた。史料管理学・文書館学の整理論の対象も専ら文書原本を対象にしてきた、と言ってもよい。しかし、近年、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）発行の「記録と史料」などでも、その定義について、「記録（レコーズ）とは、昔の木簡、古文書、金石文、絵図面から、今の公文書や私文書、マイクロフィルム、録音テープ、光ディ

スクまで、時代を問わず、形態を問わず、およそ人間が記録化してきたあらゆる情報」であるといい、「史料（アーカイブズ）とは、記録（レコーズ）のうち、歴史的・文化的な価値のゆえに、史料として永久に保存されるもの、あるいは保存すべきもの」（「誌名のことば」と言っている。もしそうであれば史料整理論の対象史料もおのずから拡大されることになる。筆者はこれだけの記録・史料の定義をもって史料整理論を展開するには戸惑いがあるが、史料概念の拡大の方向は受け容れなければならないであろう。従来からも図書館に存在する史料は、いわゆる文書原本以外の広汎なものを含んできた。文書原本以外の「記録・史料」も整理論のなかに位置づけておく必要がある。¹⁰

このように本稿の対象と課題を設定したうえで、いま一つ触れておきたいことがある。それは図書館学における資料の組織化（整理）が図書館に収蔵している「図書館資料」を対象としているように、史料管理学・文書館学における史料整理論も、基本的には史料保存利用機関が管理する史料を対象として構築されるものであるという点である。もとより、この史料保存利用機関というのは、文書館・公文書館・史料館に限らない。また、図書館・博物館のような文書館の類縁機関にとどまらない。修史機関、その他の団体或いは史料を保存している個人も含まれる。いずれの機関・個人であつても、史料を管理する主体が自ら行なう史料管理の営為の一環が、ここでいう整理論の考察の対象である。ただ本稿では、論議の枠組を、史料保存の専掌機関である文書館などの史料保存利用機関における史料管理に指定している。史料整理論は、文書館の中にとどまらないのであつて、史料が存在するところ整理論の課題は存在するのであるが、論議の枠組みを明確にするために、史料保存利用機関の史料管理理論の一環である整理論として、この後の論述を進めていきたい。¹¹以下、本稿では、次節において一九七〇年代から八〇年代前半、近現代史料整理論が提起され形成されてゆく過程を、第三節では一九八〇年代半ば前後以降、今日までの整理論の状況を述べ、最後の第四節で今後の近現代史料整理論の方向について、まとめをすることとしたい。

註

(1) 古代・中世史料整理論を掲げた論述については、筆者は不明にして把握していない。ただ、上島有による一連の京都府立総合資料館所蔵東寺百合文書とその整理に関する論述と紹介には接することが出来たので掲げておく。

「東寺百合文書の整理について」(『史料館報』第二六号、一九七七年三月、所収)、「東寺百合文書の伝来と現状について」(『京都府立総合資料館編「資料館紀要」第八号、一九八〇年三月、所収)、「東寺百合文書の整理と保存」(『北の丸——国立公文書館報——』第二三号、一九九一年三月、所収)。

(2) 本稿の対象である「史料」については、とくに断わらない限り、文字・図象などの「記録史料」を意味している。また、「文書史料」「文書」と記することもあるが、いずれも同義語として使用している。これは本稿で取り上げた文献の記載に合わせて、そのつと語を選んで記したためである。

なお、本稿で用いた「文書」は、古文書学の古典的な定義、例えば「文書とは、われわれがある事柄に関して記号をもつて意志表示をなし、これを相手方に交付する

ものである」「差出者と受取者とが必ずなければならぬ」(伊木寿一著「増訂 日本古文書学」(雄山閣出版、一九七六年四月、四四頁)という範囲に限定されるものではない。

(3) 史料整理論総体を扱った著作は、国文学研究資料館史料館編「史料の整理と管理」(岩波書店、一九八八年五月)、大藤修・安藤正人共著「史料保存と文書館学」(吉川弘文館、一九八六年九月)を挙げるにとどまろう。この両著も、史料整理技術の具体的な紹介は専ら近世史料の場合を事例としたものである。

なお、近世史料の整理の体験から、中世・近世・近代を包括した整理論体系の構築を提起した論考に、塚本学「文字史料の整理をめぐる問題若干——福富家文書目録の作成を終えて——」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第四五集、一九九二年十二月、所収)がある。ここでは、近世の「往復形態の文書」の名称(さらには差出人・宛名人を含めて)の付与をどのようにするか、「中世・近代のこの種の例との整合性も考えねばなるまい」(三三三九頁)と記述の標準化に及ぶ提起がされている。

この福富家文書に限らず、近世史料の中に近代史料が

含まれているのは珍しいことではない。その意味では、近世・近代を通じての目録記述の標準化、目録編成の理論構築は、両時代を含む史料の整理者にとって現実の課題である。

(4) 「図書学」という名称を使用することについては、留保が必要かと思う。近年では、「図書館情報学」という呼称が多用されている。アメリカの図書学が情報学と相互補完的に総合されて、図書館情報学となっていく経過を略述したものに、桜井宜隆「図書館情報学の誕生と将来」(「図書館情報大学研究報告」一九九一・一〇巻一号、一九九二年八月、所収)がある。

(5) かつて図書館学の整理論は、例えば「図書館ハンドブック」増訂版(日本図書館協会、一九六〇年七月)では、「整理技術」(IV章)として表記されていたが、近年は、「資料の組織化」として概念付けられている(岩猿敏生ほか共編「新・図書館ハンドブック」(雄山閣出版、一九八四年六月)。

(6) 博物館学の資料整理法については、例えば、柴田敏隆編「博物館学講座」第六巻「資料の整理と保管」(雄山閣出版、一九七四年三月)五九頁以下、「Ⅲ、資料整理とその

過程」がある。ここでの整理は、「受入れから収納まで」を指している。すなわち、資料の受入登録、分類、目録作成・公刊、情報検索に及ぶが、文書館・図書館の整理とは異なり、博物館に特有な、マウント(標本クリーニング、計測、保存処理など)、ラベリング(収集記録の貼付)、鑑査(学問上の名称を付与するための同定または鑑定)を主要な整理過程の一つとして措定している。

(7) 近世史料整理論を掲げた、最近一〇年程の研究のうちいくつかを例示するならば、大藤修「近世史料の整理と目録編成の理論と技法——信州松代八田家(商家)文書の整理と目録編成を事例に——」(「史料館研究紀要」第一七号、一九八五年九月、所収)、安藤正人「近世・近代地方文書研究と整理論の課題——「文書館学」の立場から——」(「日本史研究」二八〇号、一九八五年二月、所収)がある。この二論文は、前註(3)大藤・安藤共著「史料保存と文書館学」の第六章、第七章として収録されている。また、中野美智子「近世地方史料の整理について」(「大学図書館研究」第二八号、一九八六年六月、所収)、同「近世地方史料の整理論の動向について——所蔵目録作成の立場から——」(「地方史研究協議会編」「地方史の新視

点」雄山閣出版、一九八八年一〇月、所収）、山中秀夫「近世地方文書の検索の機械化及びその利用」(『ビブリア』第七七号、一九八六年一〇月、所収)などがある。

(8) 全史料協公文書館法問題小委員会編「記録遺産を守るために——公文書館法の意義と今後の課題——」(全史料協、一九八九年一月)では、整理業務について次のごとくに定義している。

「二・三・一 文書の整理と目録編成

文書館における文書の整理業務とは、受入れた公文書及び古文書を、歴史資料として利用可能な状態に変換する諸作業を言う。受入れてから閲覧等の利用に供せられるまでのあらゆる作業の過程が整理である。この整理には、搬入後の装備に至るまでの物理的な作業とともに、目録の編成・索引の作成といった分析的な調査の二面が含まれている。

(略) 整理作業の方法は、大きく次の三つの段階が考えられる。

ア. 文書そのものに対する補修・製本等の加工作業。

イ. 文書及びその容器への装備作業。

ウ. 目録・索引の編成作業。」(三八頁)。

利用可能な状態へ史料を変換させるといふ、この整理の概念は、筆者もほほうなづけるが、はたして受入れから利用までの間のすべてが整理の範疇に入れるべきかどうか、検討が必要であろう。

なお、整理関係の用語について ICA (International Council of Archives 国際文書館評議会) の Dictionary of Archival Terminology, 1984 では、安沢秀一の試訳によると、次のようである。

ARRANGEMENT [整理＝配置]

(1) 作成部局の管理構造および／あるいは権限、もしくは機能を反映させながら、出所原則・登録簿原則に基づいて、記録群／史料群の構成を組立てる知的操作、もしその操作が不可能ならば、別の基準に基づいた構成が採用される、すなわち物的形態であり、あるいはアルファベット順・年代順・地理区分・主題別といった書誌的事項である。整理は多かれ少なかれ、つぎの水準で行なわれるのであろう。史料館毎、記録群／史料群、副群、系列、個別書類。(2) 番号付・箱入れ・書架配置によって、上記の操作を物理的に補完すること。

DESCRIPTION (記述) 保有史料の制御と参照を適切ならしめる検索手段の作成。

FINDING AID (検索手段) 史料館でアーカイブズを記述し、それによって管理し知的制御を行い、利用者提供できるようにするための、印刷ないし未刊の書類、基本的な検索手段は案内・登録簿・目録・年次順目録・リスト・索引・配架位置表、および機械可読アーカイブズのためのソフトウェア書類である。

(国文学研究資料館史料館編「史料管理学研修会講義要綱 平成元年度長期研修課程」一九八九年、所収)

(9) ちなみに、図書館学における整理(資料の組織化)の概念では、例えば木原通夫ほか共著「資料組織法」第二版補訂版(第一法規、一九九一年四月)によると、「利用者がどんな手がかりから図書館資料を求めても、図書館は速やかに、かつ適確に提供することができるように、個々の図書館資料を一定のシステムに基づいて、組織化―分類・目録・装備・配架および各種目録の編成―を図る必要がある」とし、「この一連の過程が資料組織法」であって、組織法は、図書館の種類、図書資料の質と量、

近現代史料整理論の状況(鈴江)

蔵書構成、管理方式、整理体制によって異なるが、「いかなる方式でも標準性、統一性、将来性、合理性は考慮されていなければならない」(二頁)とされている。また、「新・図書館ハンドブック」では、資料の組織化を、「蔵書全体が生きた資料資源として機能を発揮するような一連の施策(政策及び技術)が資料の組織化である」(二七一頁)としている。これらの資料の組織化は、図書館内の整理を意味している。

(10) 「記録と資料」誌に見る、「史料」概念の拡大は、史料というものを歴史学の素材とのみ考え、また文字史料なかでも文書に限定して考えてきたことからの、文書館界の批判によるものと思われる(この指摘は、例えば、大藤修「史料と記録史料学」(「記録と史料」第一号、一九九〇年十月、所収)五四頁以下)。

尤も、文書館の現実には既にこのような文書以外の「史料」をも収蔵してきたのであるが、館蔵史料の主流とは見なされていなかったのだ、それらを包摂する史料管理論・整理論がこれまで発達してこなかった、と指摘出来る。

(11) 本稿では、文書館・史料館など史料保存利用機関(図書

館などの類縁機関を含む)の史料整理を考えようとして
いるが、この範疇を超えた史料整理論が存在し得ること
を筆者は否定しているわけではない。例えば、館外での
史料調査が行なわれるが、その場合の目録の作成その他
整理方法については、館への収蔵を目的とした日常の整
理業務とは、自ずと別の方法がある(現地調査のなか
で発達した整理論の一つに現状記録論がある。最近の報
告としては、岡部真二「現地調査における史料整理の方
法について ―原秩序尊重・段階的整理の実践報告―」
〔記録と史料〕第三号、一九九二年八月、所収)がある。

本稿で梓付けした史料整理論が、館外の史料調査、目
録作成の方法とどのような関係を持ち得るか、本ノート
の論述の成熟を待つこととしたい。というのも、これま
での整理論が館蔵史料の整理と、館外あるいは個人所蔵
などの史料整理との区別にあまり関心を持ってこなかっ
たように思うからである。もとより一般的に言えば、館
蔵史料の整理技術が館外調査に応用されることが多いと
思うが、筆者としては、この区別をたてて議論の錯綜を
防ぎたい。

二、近現代史料整理論の提起

(一) 一九七〇年代の近世史料整理論

近現代史料整理論が提起されるのは、各種の文書館関係文献目録⁽¹⁾によっても、一九六九年の広田暢久「県庁史料の分類について」⁽²⁾、七一年の原島陽一「県庁文書目録化に関する覚え書」⁽³⁾などに始まると見てよいであろう。従って近現代史料整理論の検討対象は、一九七〇年前後からであるが、その頃の史料整理論一般について必要な限り触れてお

くこととした⁽⁴⁾。

一九七〇年前後に今日の近現代史料論の生起を見るが、この頃、近世史料整理論では、主として史料分類論を中心に展開されており、これに目録記述論が附随していた。それらの分類論については、大野瑞男「近世史料分類の現状と基礎的課題」⁽⁵⁾が一九六八年時点での紹介と批評を行ない、その後、中野美智子「近世地方史料の整理論の動向について——所蔵目録作成の立場から——」⁽⁶⁾によって詳細に分析されている。この二論文によって一九七〇年頃までの論議を概括すると次のようになろう。

まず、この時期の整理論の到達点として第一に挙げられるのは、図書の種類法（その典型として日本十進分類法（NDC）が想定されている）の限界を指摘しつつ、近世文書に適合する独自の分類表策定が模索されていた。大野は「近世庶民史料分類項目」から「史料館所蔵史料目録」の分類に至る分類表の軌跡を紹介しつつ論述を進めているが、同時にそれはNDCに代表される図書分類表からの史料整理論の自立が課題であったことをあらわしている。

第二に、文書の分類表の場合、その適用に当たっては、「家わけをくづさない」という原則、今日の用語でいえば「出所の原則」（Principle of Provenance）を前提としていた点である。これは図書の場合が、図書総体に対する普遍的で標準的な分類表をめざしたことと対照的であって、図書と文書史料（図書館と文書館とではない）の分類論を原則的に分けるものと考えられていた。

第三に、分類表の策定は、これが主題項目を列挙するにとどまらず、古文書学的・史料学的成果を反映させようとする動きがあったことである。その代表的な例として紹介されているのが、児玉幸多作成「近世史料の分類」⁽⁷⁾である。ここでは、文書を公文書・私文書に分け、文書の授受関係を基礎として分類項目の設定を試みている。文書の機能にもとづいて文書を類型化しこれを分類に転化させることは、その後、十分な発展をみせなかったが、一九七〇年代に

鎌田永吉の次のような見解に到達してゆく。

「近世史料の分類は、文書が「家」「村」別の文書として存在することを前提に、その家や村のなかでそれぞれの史料が作成された動機や背景にもとづいて、その史料が文書のなかで本来持っていた位置や役割を復原していく作業なのである。」⁽⁸⁾

第四に、分類と排架（書架上の位置）との分離である。図書における、主題を展開した書誌分類と排架位置を示す書架分類の結合は、NDCに代表されるような成果を生んでいるが、文書の場合、分類に排架を従わせることによつて「史料の原型破壊」⁽⁹⁾の起るおそれがあるとして排除した点である。これも今日の用語でいう、原秩序尊重の原則(Principle of Respect for Original Order)の確立に結実していくものである。文書群内部の排列を「通し番号」で処理するのが史料の出納に便利であるとする考え方は、⁽¹⁰⁾やや出納の利便に傾斜した結論であるが、基本的には、分類を排架から解放する考え方としてよいであろう。分類は、専ら目録カード（或いは刊行目録の紙上）で行われるものとなった。⁽¹¹⁾

その他、これは大野自身の分類論の「帰結」のひとつであるが、「中世・近現代史料を含めての日本史史料全体系」に適合する分類法が見出されるべきであるとした見解があることも付け加えておこう。このことは本稿の課題にも通ずる提案であった。このほか、この時期の史料整理論の特色としては、史料の記述が分類の補完的な位置にとどめられていた点がある。概して分類に関する旺盛な関心にかかわらず、記述の領域は、図書館学の整理のように精密な検討がなされたとはいえない。大野が、「分類が不完全でも史料の表題に正確に史料の内容が表現され、形式が記載されれば、利用上の障害はそれ程大きくはない」と述べているのは、記述に対してこの時期の史料整理者が抱いていた期待度を示している。事実、多くの目録では、分類で十分、表わし得ない史料本文の情報を、文書の標題などの記述

によつて補おうとする傾向があつたのであろう。これは、分類論から自立した記述論が發展していなかつた現状を示したものと指摘出来る。⁽¹³⁾

(二) 近現代史料整理論の生成

近世史料整理論が、図書における主題別分類の理論の影響を受けつつ古文書学や近世史料学の成果を整理論に結びつけ、独自の方法を試みていた一九七〇年までに、近現代文書史料(特に近代公文書)に関する研究では、二点の先駆的業績があつた。一つは、大久保利謙「文書から見た幕末明治初期の政治——明治文書学への試論」⁽¹⁴⁾(一九六〇年)、他の一つは、発表が大久保論文よりも遅いが、その構想が大久保論文に影響を与えたという藤井貞文「近代の古文書」⁽¹⁵⁾(一九六八年)である。共通しているのは、いずれも幕末・維新期の文書を近世から近代への過渡期ととらえ、政治体制の変革の中で新たな文書様式の出現に注目して論述を構成している点である。この二つの論文の成果は他にもあるが、本稿の史料整理論の関連で見るとともに近代文書への古文書学の適用を志向したところにあつた。⁽¹⁶⁾ 大久保が「明治文書学への試論」としたのは、近代文書学の体系化を予感せしめる命名であつた。しかし、その後の近代文書研究は、個別には成果を挙げつつあるが、古文書学の様式論に基礎を置く体系化を達成せしめてはいない。様式論的アプローチが近現代の文書史料論には、容易に結びつかかなかつたからである。⁽¹⁷⁾

ただ、様式論による近代文書論が、文書を様式の種類によつて、文書史料の性格を理解しようとするものであつたから、史料分類論につながる可能性を有していた。すなわち、藤井・大久保が呈示した近代文書の基本的な性格は、近代初頭に文書(公文書)の様式が早期に確立し、さらに長期に持続し、しかもその制定が法令で明示されるもので

ある。従つて、史料整理論の視点からは、文書の様式に即して分類を施す可能性が、近代文書では近世文書以上に存在するのではないかと考えられた。尤も、一九七〇年前後、近現代史料の整理論における分類論として呈示された文献は、既刊の目録に比しても少なく、筆者が挙げ得るのは、前掲の二点を含め次の数点にとどまる。

- ① 広田暢久「県庁史料の分類について」
- ② 原島陽一「県庁文書目録化に関する覚え書」(以下、原島「覚え書」と略称)
- ③ 鈴江英一「府県庁文書の目録化と分類をめぐって」⁽¹⁸⁾(一九七一年)
- ④ 大村 進「史料館所蔵史料目録第十七集刊行に寄せて」⁽¹⁹⁾(一九七一年)
- ⑤ 原島陽一「県庁文書の分類について」⁽²⁰⁾(一九七一年)

このうち、①は、山口県文書館が自館の行政史料(公文書)を対象として分類を試みた結果の報告、②③④⑤は、文部省史料館(当時)所蔵愛知・群馬両県庁文書の目録(「史料館所蔵史料目録」第一七集⁽²¹⁾、原島陽一担当)をめぐる論議である。

まず①の山口県文書館の場合についていえば、この整理は同館の「県政史編集事業」を進めるための、いわば文書館内部の利用を目的とした暫定的な位置づけのものであった。⁽²²⁾ここで同館所蔵の「県庁史料」というのは、公文書のほかパンフレットや印刷物を含むものであり、その整理は、戦前と戦後、すなわち一九四五年八月の終戦を境として二分し、便宜上、行政史料(公文書)とパンフレットを区分していた。かつ、分類はすべて「部課別分類」として、内容分類すなわち主題別分類とはしない、とした。特記されるべきは、これを「仮分類」とし、本格的な分類表の完成を将来の課題として残した点である。次のように言う。

「これら約三万点にわたる史料を分類するに当って、当館の職員が全員検討を重ねた結果、現段階で完全な分類項

目を確立することは、大へんよいことのようにだが、実は問題を残すことになる……という結論に達した。この理由は、全国で多くの文書館が設立された場合、県政史料の分類が、青森と東京と山口では異なっているのでは具合が悪い。出来れば図書館の十進分類のように、全国各館で共通であることが望ましい。とするならば、今回の整理は確定分類ではなく、仮分類として、便宜上分類することがよいのではなからうか……ということになった。²³⁾

同館では、全国標準分類表の可能性が考えられていたのであるが、単独館での分類表構築はかえってその達成に障害になるとして、その作業を「仮分類」とどめたというのである。全国標準分類表を志向する壮大な構想力が、主題別分類の困難性を予測させたことになる。かつその結果が、組織別分類（編成）を選択することになるのは、²⁴⁾「歴史の皮肉」ではなく、この頃の史料整理に対する日本十進分類法はじめ図書館の分類法の影響の強さと、それによって解決し難い行政文書の史料特性に対する文書館の認識を示すものであろう。²⁴⁾

②の原島「覚え書」は、愛知・群馬両県庁文書の目録編集の報告を直接の執筆契機としているが、あわせて既刊の道府県庁文書（北海道・岐阜・福島・京都・大分・長野・埼玉）の目録を比較するという目録批評をともなっている。「覚え書」はまた、表題（標題）の根拠（情報源）をどこに求めるか、表題に盡し得ない内容を解題あるいは件名表記などによってどのように補うか、多年度（複数年度）の重出掲載の是非、分課機構（組織別）による分類が史料の機能を表現する可能性、しかして行政機構の頻繁な変遷に対応するための工夫の必要、さらに事項（主題）索引の有効性という整理技術の諸課題を提起している。これらの提題は、いずれも近現代史料整理論の各論としてそれぞれ発展させるべきものであるが、個々には別に触れることとし、提題の中心となっている機構分類（組織別分類）の有効性について論じられていく過程をたどっておこう。

「史料館所蔵史料目録」第一七集が注目されるのは、内容摘記（内容注記）を行なったこと、編年を目録編成の第

一基準としてつ多年次（複数年次）の簿冊を重出させたこと、事項（主題）索引を付したことであった。このうちとくに事項索引は、事項別すなわち主題別分類の可能性につながる問題として将来への課題とされた。

原島「覚え書」で目録批評の対象となった七道府県庁のうち、北海道・大分・長野はいずれも年度と組織を組合せた目録編成であり、他の岐阜・福島・京都・埼玉は、原島によれば、事項分類を採用している。原島「覚え書」に対しては、筆者の③「府県庁文書の目録化と分類をめぐる」及び④大村進「史料館所蔵史料目録第十七集刊行に寄せて」の小文がある。筆者は、北海道庁所蔵文書の目録において、主題分類の限界から年度と機構（組織別）分類を選択した経緯を紹介し⁽²⁵⁾、仮に主題別分類を可能とする場合があるとすれば、それは分類項目が分課機構に対応しているか、或いは既に簿冊が主題別分類を可能とするような編綴がなされているからではないかと指摘した。「簿冊の状態が分類を規定する」というのが筆者の見解である。全国共通の標準分類表や分類の一般通則の制定よりも、利用者の多様な要求に対応する検索手段を作成することの有効性を、筆者は指摘した。大村は、文書史料自体の持つ本来の体系を示す分類基準の策定を期待する立場をとり、また、行政文書には件名目録の作成が必須であることを主張している。

原島の⑤「県庁文書の分類について」は、③④に対する再論であるが、この一連の論議は、厳格な分類基準をもつ普遍的な分類表策定の困難性を再確認し、簿冊の内容の採取すなわち件名目録の必要性を確認する結果となった。この結論——組織・年次別編成の有効性と件名目録の必要性——は、このうち一九七〇年代の最後に「日本古文书講座」第一巻近代編Ⅲの5「文書館・公文書館の近代文書とその分類」のうち、原島陽一「国文学研究資料館史料館」⁽²⁶⁾の項でも論ぜられ、史料館のなかで定着していったものと見てよい。

(三) 都道府県庁文書目録の状況

原島「覚え書」を契機とする一連の意見交換は、近代行政文書の整理論が広く眼に触れるかたちをとった初めての論議でなかったかと思う。それまで近代行政文書について史料整理者が、自己の体験を公表してその是非を問う機会は、図書館界を別にすれば乏しかったからである。この後は、一九七六年に結成された史料保存利用機関連絡協議会（「史料協」と略称、のち「全国」を冠して「全史料協」と略称）が研究会を開催するようになり、前述の「日本古文書学講座」第一巻が刊行されて、近現代史料整理論を交換・共有する機会が拡大した。とくに「講座」第一巻の「文書館・公文書館の近代文書とその分類」の項では、国立公文書館以下、国、地方自治体の一館の目録編成と分類の考え方が紹介され、あわせて目録編成のあり方についても、いくつかの提起があった。

整理論にかかる論議が、一九八〇年前後にどのように展開したかを見る前に、整理論の前提となった行政文書目録がどのように編集刊行されてきたか概観しておきたい。次表「都道府県庁文書目録の分類と記述の構成」は、筆者の管見の限りではあるが、²⁷⁾刊行された都道府県庁所蔵文書目録について、分類と目録記述の構成を見ようとしたものである。都道府県庁文書の目録に対象を限定したのは、これまでの整理論の主流がこの分野を対象としていたことと、市区町村役場文書を加えると膨大な数にのぼり、筆者では把握しきれないと思われるからである。ただ市・区立の文書館等の若干の事例と国の機関の文書目録を「参考」として付加した。また、本表に掲げたのは、所蔵目録すなわち所蔵簿冊の全容を示そうとした目録であって、件名目録については簿冊目録に併記されたもののみは含んでいない。なお、本表の排列は刊行年順であるが、一部にはこののちも継続して刊行されているものもある。従ってこれまで公刊された目録各巻の総てを掲げているわけではないが、初出の巻を紹介することにより、本稿での論述の素材

の分類と記述の構成

収録行政文書数(冊)	分類項目及び排列					主な記述項目(請求記号番号を除く)						多年度簿冊の位置
	性格	第1分類	第2分類	第3分類	分類項目内の排列	標題	年次	分課	冊数	件名	その他	
—	◆	年次	—	—	—	○	○	○	○	—	備考	初年
—	?	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—
—	?	課	—	—	—	○	○	—	○	○	—	—
10800	◆	行政庁	年次	組織	登録番号	○	○	○	—	—	—	終年
7307	◇	部課	—	—	棚番号	○	○	—	○	—	—	—
4900	◆	内容(細目)	—	—	—	○	○	—	○	○	形態	—
—	◆	組織等(細目)	—	—	—	○	○	—	○	○	形態	—
—	◆	部門(細目)	—	—	—	○	○	—	○	○	内容	—
2306	◆	分類	—	—	細分/年次 年代/標題50音順	○	○	○	—	—	備考	—
—	◆	年次	組織	—	—	○	—	—	—	—	—	終年
3900	◆	年次	分類*	—	—	○	○	○	○	○	—	重出
7870	◆	課 <small>日本書紀号表</small>	分類*	—	年度	○	○	○	○	—	—	終年
7982	◇	年代	部(類)	—	年度	○	○	○	○	—	—	終年
11235	◇	部	課	細分類	類(簿冊)名/年次	○	○	—	—	—	—	重出
1300	◆	時代	事項	細目	編年	○	○	○	○	—	—	重出
—	◇	年次	—	—	類目/課係	○	—	○	○	—	—	終年
—	◇	年次	—	—	類別/元部門(課)	○	—	○	○	—	類別、摘要	終年
—	◆	年次	課	—	—	○	—	—	—	—	摘要	終年
6522	◆	類	—	—	—	○	○	—	○	○	—	初年
3157	◇	課	—	—	年次	○	○	—	○	—	—	—
177	◆	類別	—	—	—	○	○	—	○	—	—	—
349	◆	部	—	—	—	○	○	—	○	—	—	終年
5720	◆	(大分類)	(小分類)	—	編年/簿冊番号	○	○	○	—	—	備考	—
3791	◇	課	細分類	—	類名/年度	○	○	—	—	—	—	初年
1229	◆	資料群(各課)	—	—	編年	○	○	—	—	—	—	—
2996	◆	簿冊区分	—	—	編年	○	○	○	—	○	—	終年
2832	◆	部	—	—	課	○	○	○	—	—	完結年	終年
4584	◆	部	—	—	課	○	○	○	—	—	完結年	終年
1571	◆	部	課	—	編年	○	○	—	○	—	備考、旧号	終年
—	◆	行政庁	年次	組織	—	○	○	○	—	—	形態、注記	終年

都道府県庁文書目録

No	編者名	目録名			発行年	収録年次
		書名	巻次	巻表示		
1	東京都総務局文書課四谷分室	資料図書仮目録	2		1952	明治他
2	島根県広報文書課	島根県庁所蔵郷土資料目録			1956	明治初年他
3	滋賀県	保存簿冊目録	1-9		1959-68	近世-昭和42
4	北海道総務部文書課	北海道所蔵史料目録	1-4	簿書の部	1961-63	幕末-明治20年頃
5	群馬県総務部広報文書課	保存文書目録	1		1964	明治-昭和20
6	岐阜県立図書館	岐阜県立図書館郷土資料目録	3	明治期岐阜県庁事務文書	1964	近世-大正
7	福島県史編纂会議	福島県史資料所在目録	4		1965	
8	佐賀県立図書館	佐賀県明治行政資料目録	1		1965	明治、大正
9	長野県総務部文書広報課	長野県行政資料目録	1-2	明治編、大正編	1966-69	明治、大正
10	京都府立総合資料館	京都府立総合資料館所蔵府庁文書目録		明治編	1967	明治
11	大分県立大分図書館	大分県立大分図書館所蔵大分県行政資料目録	(1)		1969	明治、大正
12	埼玉県立図書館文書館(埼玉県立文書館)	埼玉県行政文書総目録	1		1969	昭和
			2		1983	自治法施行以前 昭和22-43
13	京都府立総合資料館	京都府立総合資料館所蔵行政文書総目録	(1)		1973	明治元-昭和20
14	東京都公文書館	東京都公文書館蔵書目録	1-2		1974	慶応4-明治
15	長野県総務部文書学事課県政資料室	長野県公文編冊及び行政資料目録	3-5	昭和52年3月1日現在	1975-78	大正-昭和18
16	山口県文書館	山口県文書館収蔵文書仮目録	1	戦前の部	1977	明治-昭和
17	岐阜県歴史資料館	岐阜県行政文書目録		明治・大正・昭和(20年以前)編 大正・昭和(30年以前)編	1979	戦前A * 戦前B * 明治-昭和20
18	群馬県立文書館	群馬県行政文書簿冊目録	1-3	明治期行政文書編、大正期行政文書編、昭和戦前期行政文書編	1983	明治-昭和30
19	埼玉県立文書館	埼玉県教育委員会行政文書総目録	1		1984-86	明治、大正、昭和戦前
20	神奈川県立文化資料館	神奈川県立文化資料館戦前期公文書目録		簿冊目録	1987	昭和23-55年度分 明治12-昭和22
21	富山県公文書館	富山県行政文書目録	1-3		1989	明治-昭和22
22	山口県文書館	山口県文書館蔵行政文書目録		1930年代完結簿冊文書 1940年代完結簿冊文書	1991-94	明治-昭和22
					1995	1930年代完結
					1993	1940年代完結
23	新潟県立文書館	新潟県公文書簿冊目録	1		1994	明治-昭和22年度
24	北海道立文書館	北海道立文書館所蔵資料目録	10	幕府文書…開拓使文書1	1995	幕末-明治5

近現代史料整理論の状況(鈴江)

収録行政文書数(冊)	分類項目及び排列				主な記述項目(請求記号番号を除く)						多年度簿冊の位置	
	性格	第1分類	第2分類	第3分類	分類項目内の排列	標題	年次	分課	冊数	件名		その他
3688	◆	年代	—	—	課係	○	○	○	○	—	内容摘	重出
4347	◇	類	目	付記	—	○	○	—	—	—	記類	目
3976	◆	大分類	中分類	—	発生年	○	○	—	○	—	—	初年
—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	形態	—
911	◇	類	門	目	—	○	○	—	—	○	—	—
—	◇	門	類	目	—	○	—	—	○	—	備考	—

- ②「第1分類」以下は、分類項目として設定された各階層の順位を、目録の用語にしたがって記載した。目録の表示がなかったものについては、適宜補ったが、この場合、()を付したものもある。
- ③「分類項目内の排列」は、分類項目として設定された以外の項目内の排列を記載した。
- (4)「主な記述事項」では、請求記号その他、検索、出納のための記号など、各目録に当然共通して存在するものを除き、記述の対象となっている各事項を「標題」…「その他」に区分して記載した。この場合、その意味を汲取って該当箇所に示したものであって、各目録の記述事項の表示通りではない。
- (5)「多年度簿冊の位置」は、複数年次の簿冊を目録のどの位置に記載したか、凡例及び本文などで明らかにされている場合に記載した。

には十分であると思われるので、ここに掲げる範囲にとどめた。

本表は、右の趣旨で作成したのであるが、この表により分類と記述にかかる次のような指摘が可能である。

(1)一九六〇年代、すなわち原島「覚え書」以前の目録は、「明治・大正編」などとされているように、近代文書の目録ではあるが一八六〇年代から一九二〇年代の比較的古い文書を対象としている。これに対し一九四五年以降の戦後の文書を含む目録化は、古い文書の目録刊行を果した一九八〇年代以降になってからである(例えば、⑬「岐阜県行政文書目録」、大正・昭和編、⑭「埼玉県行政文書総目録」第二集。岐阜・埼玉では、こののちも戦後の文書の目録刊行を継続している)。これは、目録の対象が古い近代文書から現代の文書に移行していることを示している。²⁸⁾

[参考]

No	編者名	目録名			発行年	収録年次
		書名	巻次	巻表示		
1	文部省史料館	史料館所蔵史料目録	17		1971	明治-昭和戦前 (愛知、群馬県庁)
2	藤沢市文書館	藤沢市史資料所在目録	1	戸坂村役場文書 目録 行政資料編1	1975	明治9-昭和47
3	広島市公文書館	広島市公文書館所蔵資 料目録	1		1979	明治-昭和30
4	品川区立品川歴 史館(東京都)	品川歴史館資料目録			1989	昭和7-21
5	国立公文書館	太政類典目録	上-下	戦前期	1974-77	慶応3-明治14
6	外務省外交史料館	外交史料館総目録	1-2		1992	明治-昭和戦前

注) 1 本表は戦後公開された都道府県庁文書目録にみられる、分類と記述の構成について、ほぼ刊行年次順に掲げたものである。主として最初の巻について掲げたもので、その後継続して刊行された目録については、必要な範囲で示した。

2 件名目録を主たる目的として編集された目録については、一部を除きこの表からは割愛した。

3 [参考] 欄には、国、市区町村の文書館等の例を参考として掲げた。

4 「収録年次」以下の各欄は、各目録のはしがき、凡例及び目録本文などにより記載した。

(1) 「収録年次」は、目録で表示されている文言などにより記載した。

(2) 「収録行政文書数」は、目録のはしがき、凡例などに明示された収録簿冊等の冊数を記載した。

(3) 「分類項目及び排列」は、次の通り。

① 「性格」は、目録作成者の分類に当たっての考え方を記載したもので、◆印は、目録作成者による新たな分類項目の設定、◇印は、文書編冊時または、文書館等に移管される以前の分類を生かしたものの、?印は不明なものである。

(2) 目録の作成主体は、一九六〇年代には主として都道府県庁の文書課などの庁内組織、図書館などであったが、七〇年代には図書館の増加を反映して、図書館の手になるものが多くなった。八〇年代以降には、都道府県庁文書目録の作成は、ほぼ図書館の業務となった。

(3) 一九五〇-六〇年代の目録は、作成主体の多様性もあって、分類階層の最上位(目録編成の第一基準)の設定は、編年(①東京、⑨長野、⑫埼玉)、組織(③滋賀、④北海道、⑥岐阜、④、⑪大分-明治・大正)、主題(⑥岐阜、⑦福島、⑪大分-昭和)など多様に分散している。⁽²⁹⁾一九七〇年代の目録は、編年(⑬京都、⑭東京、⑮長野) 或いは主題によることが顕著となるが、八〇年代以降、史料群或いは組織別編成が主流となっており、文書館の方法に一定の方向性が生じつつあることを窺わせる。

(4)記述項目については、この表からは顕著な推移を引出し難い。記述項目の選択に大きな差異は認められないからである。すなわち、年次・分課などの記述項目がない場合であっても、それらを分類項目として設定していることが多い。なお、図書の日録記述における発行年・著者に対応する年次・分課は、文書の日録でも記述の重要な要素を構成している。ただ文書の場合、記述と分類の相互補完的な関係がこの表からも明らかで、記述が分類から独立していない状況を示している。

(5)この表からは、件名目録を除外したが、簿冊目録に件名目録を併載している例(②富山)、内容の一部を摘記している例(③滋賀、⑩京都)が若干ある。わが国の行政文書の日録・検索手段の体系のなかで、件名目録を重視する考え方の一端を示すものである。

(6)これまでの分類や排架状態を新たな目録においても保存するという考え方は、必ずしも一般的に支持されてきたわけではない(「性格」の欄参照)。目録の作成者は、それぞれに方法を模索しつつ、独自に分類を構築しようとしてきた。出所の原則も、これまでの排列の状態を保持するという意味では広く採用されてはいない。

(7)一九八〇年代以降の日録は、出所の原則を意識するようになってきた点で、同じ組織別分類でも一九五〇―六〇年代の多くの例とは違いがある(例えば②山口)。一九五〇―六〇年代の日録では、出所の原則や原秩序尊重の原則に立って文書(簿冊)相互の有機的な関連を目録上に表現しようとしたものは少なかった。⑪大分のごとく、第一基準を組織別(課)としたが、課の編成はアルファベット表記(日本著者記号表)としている。ここでは、組織の建制順よりも、図書の著者名と同様に課名による目録排列が、検索上、有効であるとの考え方に立っているが、これは図書の整理方法の強い影響によるものであろう。ただ④北海道の場合のように、群として文書を把握し、簿冊編綴時の史料構造を復元することを視野に入れて分類を行なった例もある。

この表から概括し得るのは、以上の通りであるが、(1)に関連して補足するならば、近年、組織別目録が主流となってきた要素の一つに、文書館に引継移管され整理対象となる文書の変化があるのではないかと思う。目録作成の対象となる文書群は、もはや「明治」「大正」というこれ以上増加せず選別や淘汰されることのない文書ではなく、戦後の文書それごとく近時の文書に移行しつつある。近年の文書をそのつど目録に編入するには、新たな分類表を設定するよりも、出所となる組織（部課）による目録編成を行うことに、史料整理者が合理性を見出すようになったからであらう。

(四) 目録編成（分類）論の展開

一九七〇年代の最後に刊行された『日本古文書学講座』第一巻は、この時点で公刊された各文書館・公文書館などの目録を中心としてその整理方法を紹介するものであったが、主な対象史料は近代の行政文書であった。多くは自館の目録編成（分類）、目録記述の開陳にとどまっていたが、初めて全国各館の整理方法が総覧され、史料整理論が各館の枠を超えて展開し得る可能性を示すこととなった。史料整理論の論議の機会がこのように提供された意義は小さいものではない。

『講座』第一巻で論ぜられていた史料整理論は、書架上の配架位置と利用検索上の分類との分離、すなわち書架分類と書誌分類とを一致させることの放棄（京都府立総合資料館・小嶋一夫、北海道総務部行政資料課・筆者）、出所の原則の採用（国立公文書館・永桶由雄）、公文書に即した編年と分課による分類（国文学研究資料館史料館・原島陽一、北海道、埼玉県立文書館・大村進、山口県文書館・田村哲夫）、将来の新収文書にも対応し得る開放的な目

録編成（北海道）、文書の残存形態に即した分類（福島県文化センター歴史資料館・菅田宏）などである。これらの論点は、八〇年代、九〇年代を通じて目録編成上の方法・課題として一般化していった。

一九七〇年代までの整理論の提起と目録作成の蓄積は、一九八〇年以降の発展を促したが、ここでは整理論の諸原則の発見、再確認、整理にかかる概念・用語の厳密化が論じられている。例えば、「出所の原則」の理解では、国立公文書館（永桶由雄執筆）の場合、「保存公文書の分類は、各々の省庁が独自に行なってきた分類整理方法をそのまま用いることとしている」⁽³⁰⁾とあるように、各省庁の整理方法を保存するという立場である。従つて出所の原則を次のように定義する。

「出所の原則とは、公文書館における所蔵公文書等の配列方法に関するものである。この原則は、欧米諸国において図書の種類整理方法とは別個に発展してきたものであり、今日次のように解されている。公文書館における所蔵公文書の配列方法は、行政機関の組織および機能を明確に反映させたものでなければならない。すなわち、公文書館の書庫において一定の行政組織単位ごとに区画を設け、各区画においては、公文書等がそれぞれの行政機関において現用に供されていたときの保存順序に従つて配列しなければならないものである。この原則を逸脱し、たとえば、特定の分類基準を設定し、各件名について再分類しようとするならば、一連の行政活動の流れを反映している公文書等がほかとの関係において有する有機的関連性を破壊し、研究上の利用価値を著しく損うことになる。ただし、公文書等の原配列はそのままにしておき、検索の便を考慮し、目的に応じた二次分類、三次分類を行なつた目録等を作成することはいっこうにさしつかえない」⁽³¹⁾

他方、京都府立総合資料館の小嶋一夫は同館の分類を説明するなかで、前述のように日本十進分類法などが到達した、書架上の位置を決める書架分類と主題を中心とした分類すなわち書誌分類との一致に疑問を呈示し、物理的な書

架上の排列と利用検索を目的とした目録上の分類とを分離する方法を提起している。国立公文書館の出所の原則と小嶋の分類に対する考え方は、同一のように見えるが、前者は、物理的な排列の保存に意義を認める見解であり、後者は、目録編成のために分類を書架上の位置の拘束から解放させる必要を論じたものである。両者の相違は、出所の原則及びこれに続く原秩序尊重の原則に対する力点の置き方の違いにとどまらないように思われる。出所の原則でいう「出所」とは、どの単位でとらえられるべきか、原秩序尊重の原則の「原秩序」とは、文書館が引継いだ時点を目指すのか、或いは文書の作成、簿冊の編綴の時点まで遡るのか、という問題である。出所の原則、原秩序尊重の原則は遵守すべきものとしても、それらの原則によって引継ぎをしたときの状態を書庫内でも保存して固定することの積極的な意味を目録編成の上でどのように表現し得るのか、収蔵史料全体を管理し目録の体系を構築する上で史料整理者が解決しなければならない諸課題がここにある。⁽³²⁾

なお、一九七〇年代に次いで一九八〇年代前半には、近現代史料整理論のいくつかの論考を見ることが出来る。例えば、一九八三年の水野保「近代行政文書の整理と文書館」⁽³³⁾は、東京都公文書館の文書整理の事例を通して「文書が作成された組織」の解明を行なうことの必要性、件名目録作成の有効性を強調している。八五年には、埼玉県立文書館における「埼玉県行政文書総目録」の編集を通じて得た知見による、原由美子「行政文書整理試論——総目録第2集を編集して」⁽³⁵⁾がある。ここでは目録の編集過程、すなわち整理作業過程が綿密に解説されている。とくに「部課別分類」の採用に当たっては、分類が組織の変遷に対応することの重要性が強調されている。組織の変遷の解明は、行政文書を組織別に分類するための前提として各館でも必須とされた。⁽³⁶⁾

組織の変遷の解明とともに、近代官公庁の史料管理史というべき文書管理の変遷の解明が、一九八〇年以降には多くの研究として蓄積がされ新たな研究分野を形成してきた。文書管理史の研究は、直接、史料整理論を構成するもの

ではないが、文書館の実務のなから生み出された研究分野であった。⁽³⁷⁾

これまで見てきたように、一九七〇年代までの近現代史料の整理論は、近世史料の整理論を継承しつつ、近世史料整理論と同様、図書館学の整理論の成果を取り込み、主として行政文書の整理実践を踏まえて展開された。しかし、一九七〇年代ではまだ整理論を体系化するには至らなかつた。近現代史料の整理論は、ようやく交流の場を持ち始めた段階であつた。この時期、文書史料の整理が図書整理と異なる性格を有するものであるとの認識に到達したとしても、整理実践を支える整理技術が図書の整理技術とは、大きく隔たることがなかつたといつてよい。

文書史料の整理には、図書と異なり標題を確定することの困難さがあり、著者とは異なる簿冊の編綴者、主務者（例えば部課名）の概念があり、複数の文書年次をどのように処理するかという、図書の場合にない問題がたしかに存在する。そして目録編成（分類）の問題については、既に見てきた通りである。そのような違いにもかかわらず、目録作成の単位が物理的な一冊あるいは一枚であることについては、図書も文書史料も共通しているといつてよい。個々の記述事項には差異があつても、目録カードに一点ずつ記録するという技術自体は、両者に共通するものがあつた。⁽³⁸⁾

文書史料の整理と図書の整理の方法を明確に区別するのは、文書史料の整理の場合には対象を群として取り扱うことであつた。群としての文書史料の集合のなかで個々の文書史料を、その機能に即して位置づけるというのが、一九七〇年代に文書館・史料館が獲得した成果であつたけれども、これを分類の問題としてのみ捉え、記述を含めた問題として考えるまでには到達しなかつた。図書の整理技術を吸収し改良したが、群としての文書史料の構造を目録で表現する集合的記述には発展しなかつた。それらは、目録が刊行される際には解題として呈示されるが、目録記述の一部として考えられてはこなかつたのである。分類もまた、一九七〇年代には組織別目録が主流となりつつあつたが、

文書(簿冊)相互の関連性を目録上の排列によって利用者が感知するように工夫されることはあっても、これを体系的に説明するという記述の技術にまで発展させることが出来なかった。³⁹⁾ その意味では、文書史料の整理技術は、図書のそれから遠いものではなく、自立の度合いも弱かったといえるのではなからうか。整理技術の自立が弱ければ、その実践を踏まえて成立する近現代史料整理論も体系化を遂げることが難しい。近現代史料整理論の体系化は、次の一九八〇年代に行われた欧米の諸整理論の導入によって、一応のかたちを整えていくことになる。

註

- (1) 文書館関係文献目録は、これまで種々作成されているが、最も詳細な山田哲好(研究代表)編「史料管理学に関する文献情報の収集とデータベース作成についての基礎的研究(平成四年度科学研究費補助金(一般研究C)研究成果報告書)」(一九九三年三月)及びその後続のデータベースとして取組まれた全史料協関東部会の成果がある。筆者の文献検索にはこの両データベースの成果を利用していただいた。記してお礼を申し上げます。
- (2) 山口県文書館編「文書館ニュース」第四号、一九六九年二月、所収。
- (3) 文部省史料館編「文部省史料館報」第一三号、一九七一年三月、所収。
- (4) 文書館の史料整理方法は、近代初頭の欧米文書館知識の導入とともに紹介されている。それらの知識は現用文書の管理方法として政府の諸機関で採用され地方にも及んでいった(詳しくは、高橋喜太郎「明治前期を中心とした政府の記録組織の変遷等について」(岩倉規夫・大久保利謙共編「近代文書学への展開」柏書房、一九八二年六月、所収)を参照)。また、後述するように法制史家三浦周行は欧米の文書館を詳細に紹介するなかで、文書館の史料整理の原則として、*respect des fonds*(出所の原則)をも紹介している(三浦周行「欧米の古文書」中の二頁「史林」第九卷第四号、一九二四年十月、所収)一〇七頁)。出所の原則は、わが国でも「家別けをくすすな」という史料整理上の格言として存在してきた。

(5) 「史料館研究紀要」第一号、一九六八年三月、所収。

(6) 前掲第一節註(7)。

(7) 児玉幸多「地方郷土史料の蒐集とその分類」(丸山二郎・

児玉幸多共著「歴史学の研究法」吉川弘文館、一九五二年九月、所収)。なお、この分類はいわゆる「分類表」としての体裁で発表されたものではない。

(8) 鎌田永吉「近世史料の分類(遺稿)」——第十八回近世史料

取扱講習会講義草稿——(「史料館研究紀要」第九号、一九七七年三月、所収)九頁。これは、一九七二年十月に開催された近世史料取扱講習会における「近世史料の分類」の講義草稿である。

この草稿では、近世史料を分類する意義、目的、実務上の問題点を論じているが、その中心は大野が行なった各種の分類表の紹介をさらに拡大して詳述している。同稿は、近世史料の分類論の紹介としては、大野・中野両論文の中間に位置している。

なお、鎌田は、残された課題の一つに、「明治以降の行政機関の文書」の整理を挙げている(二三—二四頁)。

(9) 大野瑞男前掲論文、二七〇、二八〇頁。

(10) 同前、二八一頁。

(11) 史料の分類と排架とを分離するという考え方は、史料整理論の重要な到達点であったと思う。文書史料の整理論

が図書の整理論から自立しきっていない一九七〇年代以前では、実務上も重要な選択ではなかったろうか。それまでの史料保存利用機関の多くが図書館であったことからすれば、これを分離する考え方は図書館の一般的な整理技術から距離を置いて成立したものでなかったかと筆者は理解している。

(12) 大野瑞男前掲論文、二八一頁。

(13) 中野美智子は、一九八〇年代のほぼ前半までの近世史料の分類の理論について、三つの類型をもって紹介している(前掲註(6)一三五頁以下)。

①古文書学の史料類型分類(大野が紹介した分類表では、児玉幸多「近世史料の分類」を含めて大半がこれに当る)。

②近世史料学の主題列挙型分類(前掲鎌田永吉の分類についての考え方は、この型のなかで紹介されている)。

③文書館学の階層構造型分類(欧米文書館学の到達点として、後述する安沢秀一・安藤正人・大藤修等によって提唱され実践されてきたもの)。

中野は、③の立場すなわち階層構造の再構成を分類の原理とする立場が、②の主題列挙型分類を包摂する分類原理であるとしている。また、これまで出所の原則は、①②の分類理論でも既に共通認識となっているが、「原秩序（原配列）尊重の原則」は必ずしも重視されて来なかつたと指摘している。これらは、③の立場が欧米の史料管理学・文書館学の成果を吸収するとともに、戦後の近世史料整理論を止揚した側面があることの指摘でもある。また、中野は分類論の類型化に続けて、目録記述論についても論じている。

なお本稿は、中野の三類型のうち①②が到達した一九七〇年代以降の近現代史料整理論をたどることを意図している。

(14) 立教大学史学会編「史苑」第二一卷二号、一九六〇年十二月、所収。

(15) 日本古文书学会編「古文书研究」創刊号、一九六八年六月、所収。前註(14)の大久保論文には、「(幕末の)時期の文書に就いては、藤井教授の教えにおうところが多かった。」(四頁)と記されている。

(16) 大久保論文には、幕末・維新期の文書に対する古文书学

的アプローチのほかに、近代法令の発生とその公布施行手続についても詳細に論じられている。のちにこの部分の方が多くの研究に引用され、さらに各地の地方方法公布施行方式の研究に影響を及ぼしている。筆者の「明治初年、北海道における法令の施行——開拓使文書の体系的把握のために——」(岩倉規夫・大久保利謙共編前掲書、所収)もその一つである。

(17) 近現代史料論は、大久保利謙が呈示した近代文書の成立過程、近代的法令公布施行方式の確立過程を敷衍する方向で展開し、やがて津田秀夫が「近代公文書学への模索」(津田秀夫著「史料保存と歴史学」三省堂、一九九二年五月、所収)などで提唱するような、評価選別のための「公文書館学」の、さらに基礎的な研究としても位置づけられるに至っている。

(18) 「文部省史料館報」第一四号、一九七一年七月、所収。

(19) 同前、所収。

(20) 同前、第一五号、一九七二年十二月、所収。

(21) 文部省史料館、一九七一年三月。

(22) 山口県文書館が行なった県庁史料の分類の活用目的は、当面、文書館内部の利用に置かれていた。当時、同館は

県政史編集事業に当たっていたが、県政史料に「活力を与え、県政史の中で縦横に活躍させようとするならば、これを早急に分類して体系をたて、書架に配列して編集員が自由に閲覧出来るようにする必要があった」(前掲、「文書館ニュース」第四号、所収、一一頁)と述べられている。

(23) 同前、一一頁。

(24) 筆者も、一九六〇年代前半に山口県文書館を訪問し、北海道における組織別・年度別の目録について批評を受けたことがある。そのとき図書館勤務が長かった或る山口県文書館員からは、「年度や機構で分けるのは、単なる仕分けであって分類とはいえない」との指摘があった。組織別・年度別を分類と考えるか、またその有効性はどこにあるかなどの諸点をめぐって、館員同士の活発な討論がその場で突如として起ったのだが、そのような文書館の姿を印象深く覚えている。

(25) 簿冊形態の行政文書に主題別分類を施すことの困難性については、筆者が、次註「日本古文书学講座」第一二巻、一一二頁以下で触れている。その他、拙稿「史料を残す、歴史を残す」(国学院短期大学図書館学会編「滝川図書館

学」第三号、一九九二年三月、所収)三五頁以下など。

(26) 雄山閣出版、一九七九年四月、一一二頁以下。

(27) 筆者が検討の対象になし得た都道府県庁文書の目録は、主として史料館所蔵の範囲であって既刊目録の全てを尽しているといえないかもしれないが、本稿の論述に必要な素材は提供をなし得ていると思う。尤も、蔵書目録などの一部に他の文書群とともに県庁文書が収録されている例はないわけではないが、本表に網羅することは出来なかった。例えば「山梨県立図書館所蔵古文書目録」五(一九八三年十二月)所収の「山梨県行政文書」(一六二—二二七頁)がある。

なお、これまで各県の目録編成を対比した表としては、これも管見の限りであるが原島「覚え書」のみのように思われる。

(28) 本表では、目録の刊行年次順に掲げたが、実際の目録編成の年次は、刊行年次よりも数年以前に行なわれていることがある。例えば、⑯「山口県文書館収蔵文書仮目録」の刊行は一九七九年であるが、目録の編成は、すでに一九六六—一九六九年頃に行なわれていたと思われる(前掲註(2) 広田暢久前掲論文、一一—一二頁)。

(29) 一九五〇—六〇年代の分類が多様化している要因は、それぞれに独自の分類を模索したところに求められよう。この時期、行政文書を対象とする目録の作成について情報交換し経験を交流する機会が、きわめて制約されていたことを指摘出来る。

(30) 『日本古文书学講座』第一巻、九二頁。

(31) 同前。国立公文書館における「出所の原則」の定義は、同館発行の「公文書等の集中管理」によって、開館当初（一九七一年）から、同館の史料整理の基本原則として掲げられている。尤も、最近の「公文書館等職員研修会」では、アーカイブズ資料の整理について、「出所の原則」「原配尊重の原則」に基づいて、「それらのアーカイブズ資料を作り出した組織の機構や機能が反映されるように行われなければならない」と説明され、整理・分類の階層性について触れられている（小林蒼海「公文書史料（アーカイブズ）の選別と分類」（国立公文書館編）「第七回公文書館等職員研修会受講資料」一九九四年十一月、所収）二二頁。

(32) 国立公文書館においても、出所の原則などに対する理解を移管時の物理的な排列の保存、固定にとどめず、簿冊

相互の関連性を解明し公文書の体系を再構成して考えようとする視点に立つ論考もある（中野目徹「参事院関係公文書の検討——参事院の組織と機能・序——」（北の丸）第一九号、一九八七年三月、所収）参照。

(33) 『史料館報』第三八号、一九八三年三月、所収。

(34) 同前、二一三頁。

(35) 埼玉県立文書館編「文書館紀要」創刊号、一九八五年八月、所収。原にはこのほか、「県庁文書整理の実際と問題点」（全史料協関東部会編「アーキビスト」第一三号、一九八七年六月、所収）がある。

(36) 各文書館でも都道府県庁組織の変遷表の作成は、研究としてはさほど意識されずに、その成果を刊行目録の解題に付記するにとどまれていることが多いけれども、多大な労力がそこに注ぎこめられている。それは組織の変遷を明らかにするにとどまらず、各部課の事務分掌を明らかにすることをともなっている（中谷弼「近代行政文書の課題」（『史料館報』第五〇号、一九八九年三月、所収）。このほか、各館の保存管理状況の解説としては、藤沢市文書館の福原徹「行政文書の保存及び管理業務の現状」（藤沢市文書館紀要）九、一九八六年三月、所収）、田中

尚「群馬県立文書館における行政文書の整理とその課題

—解体・補修・製本を中心に—」（群馬県立文書館編

「双文」第七号、一九九〇年三月、所収）がある。

(37)

行政文書の保存管理の変遷について、一九八〇年代以降

の主要な研究を管見の限り挙げると、八潮市史編さん委

員会編「八潮の行政文書目録 庶務・行政・財務編（八

潮市史調査報告書 三）」八潮市役所、一九八〇年三月、

「解説（遠藤忠執筆）、阿久津宗二「群馬県における明治

期公文書の編纂過程と保存規則」（「双文」第一号、一九

八四年三月、所収）、原由美子「近代における地方行政文

書保存関係資料」I—III（埼玉県立文書館編「文書館紀

要」第二—四号、一九八七年三月—一九〇年三月、所収）、

青山英幸・今野隆夫「明治中期北海道庁文書の保存と編

さん規則について」（「北海道立文書館研究紀要」第三号、

一九八八年三月、所収）、小暮隆志「群馬県における明治

期行政文書の作成について —文書事務関係規程にみる

—」（「アーキビスト」第一四号、一九八八年一月、所収）、

小暮隆志「群馬県における郡役所の廃止と文書保存」(一)

—(「双文」第五—六号、一九八八年三月—一九九三年三月、

所収)、青山英幸「北海道（庁）における公文書の編集と

保存について —公文書の保存問題をめぐって—」（「地

方史研究」第二一九号、一九八九年六月、所収）。大西愛

「明治の文書マネジメント —明治三十八年の大阪府文書

編纂保存規程—」（大阪府公文書館編「大阪あーかいぶず」

No.2、一九九〇年十一月、所収）、渡辺佳子「明治期京都

府における文書管理の変遷」（「京都府立総合資料館紀要」

第一九号、一九九一年三月、所収）、京都府立総合資料館

歴史資料課編「京都府文書事務基本史料集成」(1)(2)（京

都府立総合資料館紀要」第二〇—二二号、一九九二年三

月—一九九三年三月、所収）、佐藤京子「札幌県の文書編纂」

（「北海道立文書館研究紀要」第九号、一九九四年三月、

所収）がある。

(38)

文書史料の記述の問題については、前掲「日本古文字学

講座」第一—巻所収の拙稿二二六頁以下、大村進「埼玉

県立文書館」一六〇頁以下参照。文書に適合する記述に

ついては、分類の問題に劣らず各館ともその時点で最善

を尽す努力がはらわれていた点は明記しておきたい。小

嶋一夫が言う「公開施設における行政文書の取り扱いに

ついては、よるべき先例も少なく、またそのもつ特性

が十分究明されていない現段階にあつては、収集・整

理・保存・利用の各方面にわたつて問題を含んでいる」(同書、一七七頁)との認識は、各館共通のものであったといえよう。

(39) 目録排列のうえで、類似の標題を集めて相互のまとまり(シリーズ)を感知せしめるというのは、文書館へ引継・移管される行政文書の場合には、一定程度、有効であろう。しかし、近現代史料のすべてにわたつて有効であるとは限らない。行政文書の簿冊は、組織によつてまた業務によつて編綴されていることが多いから、同一標題の簿冊の配列を集中することによつて、利用者が簿冊相互の關係を一定程度把握することが出来る。引継・移管の経過が明瞭で、それらが文書シリーズとして同定出来るからである。しかし近現代史料(とは限らないが)の中には、組織上の位置づけが不明なものや、古書店・故紙回収業者より購入し他の史料と混在してしまつたもの、また、來歴が不明な史料、ごく少量の文書群、一枚物の文書などは、目録上の排列や分類項目の付与だけでは、史料相互の關係を説明することが難しい。相互のまとまり(シリーズ)、相互の關係を説明するには、目録排列上の集中によつては不十分で、それぞれに概要の記述が必

要とされよう。

なお、行政文書の整理技術として独自の發達をみせたのは、文書件名目録である。近現代史料の特徴の一つである簿冊形態の史料は、分類や記述によつては必要な情報を伝えることが出来ないという目録作成者・利用者の認識があつて、その解決を文書件名目録に求めたからである。文書の件名は、圖書の目録記述法の内容注記、内容細目に当たるものといえようが、文書件名目録は、簿冊に編綴された個々の文書の標題を網羅的に掲げることによつて独自の目録作成技術として發達し、しかも基本目録とは独立して編集刊行されるようになった。『日本古文书学講座』第一卷所収の各館においても、国立公文書館、北海道、埼玉、京都などの各館で件名目録の作成がなされていた。現在、この数がさらに増加していることは言うまでもない。

三、近現代史料整理論の体系化

(一) 欧米における史料整理論の導入

欧米の文書館における史料整理論が、わが国の一般の眼に触れるかたちで紹介されたのは、法制史家三浦周行の「欧米の古文書館」⁽¹⁾（一九二四—二五年）が最初であろう。三浦は、非現用の公文書の引継・移管を受け保存・公開する施設として文書館（アルカイヴ）を規定したうえで、文書館における収集、施設の建築・設備、保存技術、整理法、目録編成法、検索手段、閲覧利用法、普及事業、文書学校におけるアルカイヴキスト養成制度・教育内容、「古」文書管理学について詳細な報告を行なっている。なかでも本稿に関連しては、*respect des fonds* すなわち出所の原則に言及している。⁽²⁾その後、半世紀を経て出所の原則や原秩序尊重の原則は、そのような訳語としてではなかったが、ジャン・ファヴィエ著、永尾信之訳「文書館」⁽³⁾（文庫クセジュ）によってより広く紹介された。⁽³⁾

しかし、文書館における史料整理論が豊富に紹介されたのは、普及の範囲が限定されていたが、国立公文書館の設立準備に当たった内閣総理大臣官房総務課の翻訳になる、一連の「公文書保存制度等調査連絡会議資料」であろう。ここでは、史料整理の基礎理論が「出所の原則」「基礎資料尊重の原則」⁽⁴⁾などとして紹介され、それが前述の国立公文書館における「出所の原則」の定義に反映されている。ただ、右の「出所の原則」の定義では、引継・移管時の排列順をそのまま保存することに重点が置かれており、目録編成をどのように行うべきかという課題、ひいては文書群の内部構造を目録上どのように表現するかという課題に触れておらず、補助的な検索手段の有効性を提起するのにとどまっていた（国立公文書館における補助的な検索手段として、公表されているのは、件名目録である）。この「出

所の原則」理解が、各館の整理技術にどのように影響を与えたか十分検証をなし得ていないが、一九七〇年代では、従来から近世史料整理論の前提とされてきた、「家わけをくづすな」と同じように受止められてきたのではなからうか。⁵⁾

欧米の文書館における史料整理論が体系的に導入され広く紹介されるようになるのは、一九八五年前後から公けにされる安沢秀一・安藤正人（ともに国立史料館員）の一連の著作によってである。このうち安沢の主要な論述、例えば「史料館・文書館学への道」⁶⁾は、整理論そのものを独立して扱ったものではないが、安沢のいう「史料館・文書館学」の体系化を志向するなかで整理論が提起されている。⁷⁾すなわち、同書第一章には、国立史料館主催「近世史料取扱講習会」（一九八三―八四年）における講義「史料館・文書館学序論」「史料の整理管理Ⅱ（カードおよび冊子体目録編成法）」の綱目を示しているが、安沢は後者の綱目の中で、出所の原則を「類別（sorting）の第一基準」とし、原秩序（original order）尊重の原則を「第二基準＝文書群内部における」ものとして、両者の関係を明らかにした。また、史料の構造復元の可能性と検証の意義を論じ、「原秩序」尊重が、史料発生時の原秩序復元の方向性を持つものであることを示唆した。⁸⁾

安沢の呈示した整理論は、対象史料の年代を近世史料あるいは近現代史料に限定しない全時代にわたるものであったが、近現代史料への具体的な適用が図られたわけではなかった。安沢の著書「史料館・文書館学への道」に続いて、一九八六年に大藤修・安藤正人共著「史料保存と文書館学」⁹⁾が公刊された。同書の中では、安藤正人執筆の第五章「欧米における史料整理と検索手段の理論と技法」¹⁰⁾、第七章「近世・近代地方文書研究と整理論の課題」が、近現代史料整理論との接点を持った論文であった（両論文の初出はいずれも一九八五年）。この二論文から、一九八八年刊の国立史料館編「史料の整理と管理」¹¹⁾所収の第一部「史料整理・管理の基礎知識」第三章「史料の整理と検索手段の作

成」(安藤正人執筆)に至るなかで、史料整理についておおよそ次の諸点が紹介および提起された。いずれも主として安藤によってなされたものであるが、その第一は、史料整理の二つの原則、「出所の原則」と「原秩序(原配列)尊重の原則」の成立を綿密にたどり、史料が階層構造を持つものとして把握されるべきことを指摘した点である。「史料群の階層構造」の概念は、文書史料が「内的秩序」有「有機的統一性」¹²⁾を有するという、本来の性格から導き出されたものであるとし、史料の整理は、この「史料群の階層構造」を再構成し呈示することであるとしている。¹³⁾

第二に、史料の階層構造を具体的に表現するものとして、史料群内部の各レベルの構造が紹介された。ここでは、組織の単位を示すグループレベル(あるいはアークイブ・グループ)、その下に分割し得る史料群の単位としてシリーズレベル以下の設定が呈示されているが、前者が「出所の原則」にかかる部分、後者が「原秩序(原配列)」にかかる部分の設定であるとする。¹⁴⁾

第三に、史料整理業務の段階的实施と各段階に対応する目録構造の紹介およびこれにかかる安藤試案が呈示された。文書史料の目録記述作業は、受入登録段階の仮整理・概要調査の段階から、詳細なリストの作成に向い、さらに体系的配列目録(基本目録)に到達し、必要によって各種の検索手段を作成するものであるべきとする考え方が紹介され、かつこれらの考え方をまとめた説明図が呈示されている。¹⁵⁾

第四に、以上の諸点が、近世史料・近現代史料(および近世以前、現代以後の将来の史料を含む)にも共通して適用され得る通時的で普遍的な性格を持って呈示されている。これは、どの時代にも共通する整理の基礎的理論の呈示である。¹⁶⁾

安沢・安藤らによって体系的に紹介された欧米の文書館学の成果が、史料の整理実践にいち早く反映し得たのは、まず近世史料の目録においてではなかったかと思う。これは、右の両書の著者(安沢・大藤・安藤)が、いずれも近

世史学・近世史科学を学問的背景とした研究者であったことも関連していよう。尤も、両書に取上げられていた欧米の文書館学の成果は、多く近現代の文書史料を対象としてなされたものであった。しかし、この考え方の、わが国の近現代史料なかでも行政文書の整理技術への適用、具体的な実践例はまだ乏しいと言わざるを得ない。従って、欧米の文書館学の成果が史料の整理実践の現場で、どのように消化されているかを見る必要がある。本項で取上げた整理論の体系化が、近現代史料整理の実務者にどのように受容されていたのであろうか。

(二) 史料整理論の深化

前項で触れた「史料の整理と管理」が公刊されたのは一九八八年であるが、この前後から近現代史料の整理論は精密化してくる。整理論が精密化する傾向は、もとより近現代史料の整理に限るものではないが、近現代史料の整理実践の中でその特有の課題が明らかにされつつあった。これまで呈示された体系的な諸理論は、その課題にどのように応えられ得たかが、次の問題となる。

一九八八年前後の近現代史料整理論がどのような課題を担い、精密化し展開していったか、その方向を次の四点から見る事が出来よう。その第一の点は、まず前項で触れられた整理の諸原則、すなわち出所の原則、原秩序尊重の原則、それらに加えられた史料の階層構造の把握、整理の段階的实施などの基礎的な理論といふべきものが、近現代史料の整理、目録作成にどのように摂取され、かつ整理実践に基づく主張となつていったかをたどる必要がある。第二には、一九八〇年代後半からとくに顕著となつてくる、文書館及び史料整理におけるコンピュータ利用に関わる論議がある。コンピュータ利用がどのような方向に赴こうとしているのか、整理論との接点をどのように持とうとし

ているか、見ておく必要がある。

第三に、文書館における史料整理の原則や技術が普遍的な妥当性を持つとすれば、それらは各文書館内の理論・技術にとどまらず、当然、他の文書館と交流され共有化される可能性を持つ。かつその普遍的な妥当性は、文書館に限定されるものではなく、文書史料一般に及ぶはずである。従つてそれらは、文書史料を保存する類縁機関を含めて適用される理論と技術としても定立されなければならない。それがどのように浸透していくか、文書館を超えた史料整理論がどのように展開していったかを把握する必要がある。第四には、文書史料の整理論が普遍化した場合に生じてくるいま一つの側面は、目録作成にかかる標準化の問題である。一館の整理にとつても、目録編成・記述の標準化は、当然、追求されることではあるが、文書館以外を含む各館共通の技術が追求されると、理論と技術の標準化と精密化は必然的なものとなっていく。この標準化の主張がどのようなものであるか、この点も見る必要がある。尤も、以上に掲げた諸点は、もとより単独で存在するものではなく、相互に関連する事象である。それらの関連にも留意しつつ、一九八五年前後から九〇年代前半の整理論をたどってみよう。

第一の、基礎的な理論の摂取であるが、まず一般的な解説書にそれらが反映されているのを見ることが出来よう。その顕著な例を一九八九年に公刊された二つの文献に見出すことが出来る。その一つは、公文書館法の公布施行を機に編集された全史料協編「記録遺産を守るために——公文書館法の意義と今後の課題——」である。ここでは、二・三「文書の整理」で、前掲「史料保存と文書館学」「史料の整理と管理」によって呈示された出所の原則、原秩序（原配列）尊重の原則、原形保存の原則、平等取扱いの原則などが要約され、その意義が確認されている。⁽¹⁸⁾また、いま一つは埼玉県市町村史編さん連絡協議会（埼玉史協）が編集刊行した「行政文書の収集と整理」⁽¹⁹⁾で、一連の「地域文書館の設立に向けて」シリーズの第二冊である。同書の第三章「行政文書の整理について」では、「出所の原則」「原秩序尊

重の原則」を説明しつつ、行政文書の整理の具体的な各過程——受入れ、装備、登録台帳記載、件名目録を含む目録の作成——について解説している。

このように、基礎的な理論は、近現代史料についても整理実践の場で受けとめられようとしているが、これらの理論を実際に吸収し易いのは、すでに整理体系が確立している既存の文書館よりは新設の文書館であり、整理済みの大量な行政文書群に対してよりは、これから整理にとりかかる小規模の史料群の場合であろう。事実、欧米の文書館が到達した史料整理の諸原則・技術を意識的に摂取しようとした近現代史料の整理は、増田元らによる「国策研究会文書目録」⁽²⁰⁾があり、かつその目録作成とデータベース化にかかる報告が、「国策研究会文書目録のデータベース化」⁽²¹⁾として発表された。これは、史料の整理を通してコンピュータ利用の意義という第二の論点にも触れるものであった。⁽²²⁾

国策研究会文書の整理は、コンピュータの全面的な導入を図った事例であるが、同時に増田らは、第二の論点であるコンピュータの利用について、その有効性と可能性について積極的に提起を行なっている。⁽²³⁾この国策研究会文書は個人所蔵の、いわゆる私文書であるが、増田らによれば近代行政文書一般についても、①書誌的な構造、②主題（内容）の構造、③文書形式の三つの観点から、データベースを構築することによって、「多様な検索・アクセス要求」を可能にするという。すなわち、

「研究者の個別の要求に応じて、コレクションの中から特定の側面を持つ文書を抽出し、文書間の多様な関係をそのつどダイナミックに復元して、一定の順序に並び替え、画面やプリンターに出力するというオンライン目録の強力な検索機能は従来の冊子体目録では実現出来なかつた機能であり、今後はこうした文書目録に対するオンライン検索の要求が増大してゆくものと考えられる」⁽²⁴⁾

右の視点をさらに発展させた永田治樹・増田元・竹内比呂也「文書目録情報のデータベース化の問題——文書OP
ACC作成とMARCC (AMC) の事例から」⁽²⁵⁾では、文書館・図書館など館種の違いを超えた文書史料一般に共通す
る目録化の可能性を論じている。具体的にはSociety of American Archivists (SAA) が組織したNational
Information Systems Task Force (NISTF) によるAMCフォーマットの紹介であるが、このAMCに対しては、
「AMCフォーマットの開発は、図書館が作成する目録記述と文書館が作成する目録記述の間に共通し、標準化でき
る領域があるということを示し、両者が情報サービスという共通の目的のもとに、資源を共有し、協力しあうとい
う可能性を開いたことになる」として、「図書館・文書館の共存、共助の関係の進展・深化が望まれる」と展望を示し
ている。⁽²⁶⁾

AMCフォーマットの紹介にもみられるように、コンピュータの利用を通して、文書群としての集合的記述の重要
さ、史料にかかる管理情報の記録の必要さが認識され、また史料の階層構造を目録上どのように表現するかが課題と
なり、記述の統一が求められてくる。これらについては、東京都公文書館で行なってきた「学事文書件名目録」の作
成についての報告、山崎尚之・上田ひろや・保坂一房「明治期行政文書の目録作成と入力事業について——東京都公
文書館の場合」⁽²⁷⁾でも指摘されている。この中で執筆者の一人、保坂一房は「好むと好まざるとにかかわらず原資
料・目録・コンピュータの三者を総合的に把える必要が増してきた」⁽²⁸⁾と述べている。また、長沢洋は、「広島県立文
書館におけるコンピュータ利用とその問題点」⁽²⁹⁾で、同館の受入台帳を例に資料の管理、利用のための検索、さらに研
究支援、情報提供サービスを展望する際の課題に言及している。⁽³⁰⁾加えて簿冊名目録と件名目録との中間に位置する簿
冊概要」の必要性と、この記述を行なうための規則化が必要であるとしている。⁽³¹⁾

次に第三の論点を見ることとしたい。これまで文書館は図書館その他の類縁機関とは別個の存在であることが強調

されてきた。史料整理についても、文書館における方法の独自性が強調されることが多かった。それが文書館の独立、整理論の自立を促す契機ともなってきた。⁽³²⁾しかし、国策研究会文書の目録作成が文書館においてではなく、図書館でなされたことにみるように、文書史料の性格に即した整理は、文書館以外でも行われるべきだとの主張が生れてくる。前述のコンピュータ利用をめくって論議されてきたなかで、階層構造の表現、目録記述の統一の問題があつたが、これなど図書館に限らず文書史料を保存する図書館の課題でもあつた。

日本図書館協会の「日本目録規則」(NCR)一九八七年版の試みは、図書館側からの課題解決の提起であつた。一九八九年に発表されたNCR第一章「非刊行物」においては、他の章(図書・逐次刊行物など)との整合性を図りつつ「文書階層」の概念をとり入れ、次のごとくに規定された。

「11・0・2・1A 文書・記録類(以下「文書等」という)については、その原秩序を尊重し整理するものとする。集合体としての文書等には、それらの作成に関する組織・機構、およびその機能や形状にもとづく階層的な構造(「文書階層」とよぶ)が存在する。記述の対象としては、必要に応じてこの文書階層のいずれかのレベルを記述の対象とし、他のレベルの書誌的記録については、それを注記する。」

さらに「文書階層」についての解説では、「官庁文書」「家伝来文書」「個人文書」に大別し、それぞれ「グループレベル(共通の出所による文書の最大の単位)」「サブグループレベル(グループの中の組織等の副次的な分割単位)」「シリーズ(クラス)レベル(特定の機能や関連した事項により分けた単位)」「サブシリーズレベル(シリーズの中での形態や内容などによる副次的な分割単位)」「ユニットレベル(個々の文書ないしは文書ファイルの単位)」「ごと」に説明を加えている。具体的な記述の記載では、「典型的な文書等の書出し」(例えば「乍恐以書付奉願上候」)は、これをタイトルとするほかに、「様式等を補記」(例えば「〔谷地窪揚土井普請請願書〕」)し得る任意規定を設け

(11・1・1・2 B)、また書簡・はがきなどタイトル表示のない「資料」には、例えば、「(書簡)」という語に続けて、「筆記した日付、筆記した場所、受取人の名前および宛先の住所」などを付してタイトルを構成する(11・1・1・2 C・ウ)としている。また、上位レベル・下位レベルの「文書階層」の関係について注記をする(11・7・3・0 C)なども規定され、文書史料特有の存在形態に対する記述上の配慮がなされた。

このNCR第一章の第一次案に対しては、一九九二年に近世史料の整理や刊行目録の編集、調査に当たってきた立場から、中野美智子・中田佳子の批評が、全史料協編「記録と史料」第三号で公表された。⁽³⁴⁾ 結局、NCR一九八七年版での第一章の取扱いは、改訂版でこれを取下げ、3・0「通則」において「歴史的な文書記録類の整理については、資料の原秩序を尊重し、資料の作成に関係した組織・機構、および資料の機能や形成にもとづく文書館・史料館における整理の基準を参考とすること」と⁽³⁵⁾して、全面的に文書館の史料整理の方法に委ねてしまった。

この処置は、文書史料を図書と同じように扱うことの矛盾を明らかにする結果となったが、同時にNCR策定者が史料整理の課題解決を図書整理法の視点からは回避させたことにもなる。はたしてこの処置は、図書館にある文書史料の整理についての論議を深める結果になったであろうか。わが国の文書館界は、標準的な「文書館・史料館における整理基準」をいまだ生みだし得ない現状にある。多くの図書館では、NCRから史料整理の方法について具体的な指針を得られないまま整理を放置するか或いは図書と同じ整理の方法に回帰することになってしまわなかったであろうか。⁽³⁶⁾ 尤も、NCR一九八七年版改訂版は、文書館界に館種を超えて使用されるべき史料の「整理基準」制定の課題を投げかけたと言つてよい。その内容は、目録編成と記述の標準化であつて次の論点の第四にかかる問題である。

すでに中野・中田両論文の批評の対象が消滅したので、NCR・第一次案にかかる両論文の個々の指摘についてはここでは紹介しないが、論議の対象が消滅しても残された課題はある。すなわち、記述の標準化の必要性(「書誌的

事項（記述の要素）と様式（要素の配置）及び記録の方法（表記法）の確立⁽³⁷⁾であり、それによる機械検索の可能性、有効性の追求であり（中野美智子）、また、階層的記述のほか、保存状態、保存環境、伝来状況など管理データを含めた記録、それらを多角的に検索する方法の策定である（中田佳子）。

目録編成と記述の標準化の必要性は、各館の史料整理規程にかかる論題の中でこれまでも触れられてきた。各館の規程集の中でも、記述の標準化を意識的に追求しているところもあるが（例えば「群馬県立文書館例規集」⁽⁴⁰⁾）、その視点で自館の整理体系全体を解説しているものはそう多くはない。その一つに一九八七年の鷲塚研「道立文書館の史料整理」⁽⁴¹⁾があり、「北海道立文書館資料整理要領」の解説を中心に、同館の整理方法を紹介している。同館の収蔵史料は近代以降が大半を占めているが、前近代の文書を含めてここでは史料を「公文書」「私文書」「刊行物等」に区分し、それぞれ異なった分類、目録の組織、目録作成の方法を採りつつ全体として統合された一つの整理体系を構築している。

各文書館での目録作成や記述の具体例に踏み込んで論じたものとしては、宮崎俊弥「近代文書と目録記述方法」⁽⁴²⁾があり、群馬県坂本家文書を事例とした報告がなされている。また平野正裕「近代文書整理法序説——文書の「成立様式」と「集積文書」について」⁽⁴³⁾は、近代文書の特有な成立基盤との関連で目録記述の方法の確立をめざしたものである。ともに記述の標準化を志向し、目録実践の共有化を図ろうとしている。さらに、斎藤忠一「小樽・高島南弥太郎家文書目録の整理を終えて」⁽⁴⁴⁾は、当初の主題別目録編成から構造分析による組織機能別目録編成へと整理方針を転換した過程とその都度の整理方法に対する考察を披瀝した詳細な事例報告となっている。右のうち、平野の「近代文書整理法序説」は、「文書の整理は古文書学の成果を基礎」とするとし、古文書学の成果の延長上に整理論を位置づけようとするものであった。具体的には、史料の形態、特に近現代文書特有の複写・印刷（印字）の方式と文書作成

の意図との関連を考察してそれを記述に反映させることを論じ、また複写・印刷による史料生産の大量化、紙質の変化するなどの問題を抽出している。⁽⁴⁵⁾ これらの諸論考は、目録編成・記述にかかる全ての課題をカバーするものではないが、整理実践の積重ねの結果、到達した点であり、近現代史料整理論の蓄積と深化を示すものといえよう。

(三) 整理論の環境と再構築

前項で概観した近現代史料整理論の深化は、目録作成の機会と必要性が広汎にわたっていることの反映でもある。すなわち、わが国における図書館の充実、これに伴う整理対象史料とくに近現代史料の増大、これに対処しようとするコンピュータの導入等々によって整理論もその環境を変えつつある。なかでもコンピュータの利用に関しては、二つの側面で図書館界に対応を迫りつつある。その一つは、国際的な図書館業務、とくに目録記述の標準化の問題、⁽⁴⁶⁾ いま一つは、「行政の情報化」、なかでも公文書自体の電子化の問題である。

国際的な図書館業務の標準化は、一九九二年の第一二回国際図書館評議会（ICA）大会では、第二全体会議の議題であった。⁽⁴⁷⁾ ここでは、リチャード・J・コックスが「図書館業務の標準化——情報化時代のツール」と題する基調報告を行なっている。ここでの図書館業務の標準化とは、①施設・設備の利用に関する基準、②目録の記述システムや用語の基準、③実務やサービスのガイドラインなどにかかるといえるが、とくに②の点が本稿と関わりがある。ICAでは、一九九〇年に記述標準化特別委員会で「文書記述の原則についてのステートメント」Statement of Principles regarding archival descriptionを発表している。⁽⁴⁸⁾ このステートメントの標準化を促進することが、第二二回大会の勧告の一つとなった。⁽⁵⁰⁾ 翌一九九三年九月、メキシコシティで開催されたICAの第二九回国際円卓会議（C

ITRA)では、目録記述基準に関する討論⁽⁵¹⁾が行なわれているが、そのなかでは、日本語を標準化する場合のローマ字表示の適否にも論議が及んでいる。史料整理の分野でも、わが国は国際的な論議への積極的な関与が求められていることになる。

一方、「行政の情報化」は、行政事務の合理化が図られる中で、文書館の業務もまた対応が迫られていることを示している。例えば一九九四年十二月二十五日の閣議決定になる「行政情報化推進計画」は、「行政をめぐる内外諸情勢の変化に的確に対応し、行政の総合性の確保、簡素化・効率化の一層の推進、国民ニーズへの対応等を図っていくことが要請されているが、近年急速な進歩を遂げつつある情報通信技術の成果を活用し、これらの要請に一層的確に対処するため」(同計画前文)として策定されたものであるが、この中で、次の諸点を挙げている。すなわち、情報通信技術の成果を行政のあらゆる分野に導入すること、行政内部のコミュニケーションの円滑化、情報の共有化による政策決定の迅速化・高度化をめざすこと(第一・二「計画目標」、そのために一般行政事務における文書の作成・保管・伝達等の事務処理を情報システム化すること、国民等との間の行政手続、例えば許認可事務等の事務手続を紙から代替する技術への転換を図り、文書の施行に際しての公印・契印の省略、電子的決裁の導入を図ること(第二・一「情報化の進展に対応した行政情報システムの整備」、二「情報化に対応した制度・慣行の改善」)である。これらは文書館にとって、保存すべき文書史料の収集・移管の段階からすでに直面する文書管理の「合理化」化である。これらの文書(もはや「文書」とはいえないかもしれない)が文書館へ引継がれるに際しては、使用された情報機器や情報システムに対応する文書の管理装置が、文書館側にも一定程度、設備されていなければならない。まして、それら情報管理のための検索技術、本稿でいう目録編成・記述などの標準化は必須の課題となってくる。⁽⁵²⁾

以上のような史料についての文書館をめぐる国内外の変革に、わが国文書館の整理論は、これまでみてきたとおり

全面的に対応を果しているとはいえないが、これまでの諸理論を把えなおし再構築しようとする論議を生みだしている。それが一九九二年の岡部真二「現地調査における史料整理の方法について——原秩序尊重・段階的整理の実践報告」⁽⁵³⁾の原秩序尊重・段階的整理の検証であり、九五年の竹林忠男「行政文書の整理と編成——史料整理基本原則の適用とその問題点」⁽⁵⁴⁾である。このうち後者が、文書館の近現代史料の主流である行政文書について、京都府立総合資料館所蔵の京都府庁文書の整理を踏まえつつ、出所の原則と原秩序尊重の原則を検証し基本目録編成の方法を論じている。以下、主として竹林の所論を見ていくこととしたい。

竹林が取り揚げたのは、出所・原秩序尊重の両原則を実際に適用する際の難点と、それを克服した同館の実例である。すなわち、竹林は、①出所の単位をどこに措定すべきかという点については、これを「文書管理保存体制」のあり方にもとづいて定めるべきとする⁽⁵⁵⁾。また、②組織の統廃合によつて順次引継がれてきたような、来歴が複雑に累積した文書群の場合には、その出所を確定する困難な作業が存在していると指摘する。③原秩序尊重の原則については、記録発生時（各原課における文書発生、保存編冊時）の秩序か或いは集中管理時（文書主管課での保存）の秩序のいずれとすべきかは、その実態に即して文書館が選択し、その秩序を生かして継承すべきとする。④行政文書基本目録の目録編成に当たっては、「行政文書（原簿冊）の配列については原行政機関の文書管理保存における秩序（配列）を引継ぎ、基本目録の編成については作成原課の秩序を基準とする」という見解を呈示している。これは、前節四項で小嶋一夫が同館を事例として述べた主張と一致している。これらの提起は、これまでみてきた史料整理の理論を確認しつつ、これを実体化させた意義をもつものである。

この項の最後に、これまで触れてきた近現代史料整理論の諸論考の中では、ほとんど引用されてこなかった安藤正人「記録史料目録論」⁽⁵⁷⁾を本稿の流れに位置づけておきたい。一九九一年に発表されたこの論文では、前述のNCR一

九八七年版第一章第一次案の提示や「国策研究会文書目録」の刊行、また検索などの自動化（コンピュータの利用）やそれらの国際的動向（例えば国際文書館評議会（ICA）の「史料記述の原則について」（前述の「文書記述の原則」についてのステートメント）の発表などを踏まえつつ、これまでの史料整理の理論に体系的秩序を図り、整理論の再構築を行なっている。ここでの主たる論点は、第一に、「記録史料の保存管理」全体の「プログラム」を指定し、これを三点に分けて呈示している。すなわち、①現況の調査、応急保存処置、長期管理計画を内容とする「所在調査」、②保存施設への収蔵から保存管理計画の立案、保存管理処置の実施に至る「保存管理」、③整理計画の立案から調査研究の実施、整理と目録作成、閲覧その他の利用に至る「整理利用」の各区分に、それぞれ、①調査目録、②受入目録・配架目録、③基本目録・詳細目録・各種の索引が対応し、これらが段階的目録作成の「システム」として構成されるべきとしている。⁵⁸第二には、「記録史料群の構造認識」の把握とこれの目録上の表現を対応させた「各目録記述」（各レベルのデータ構造（記述の要素））の項目を設定している。これは、これまでも史料の階層構造として説明されてきた点であるが、それぞれに記述すべき諸要素を各階層ごとに、外形要素（数量、媒体など）、内面的要素（出所、伝来、史料群の構造、年代、内容など）に区分して挙げている。第三に「検索手段システム」の構築では、基本目録に主題索引・年代索引その他を付すという、基本目録を中心に据えた総合的検索手段システムの開発を目標として措定している。⁵⁹

安藤が呈示した体系的な史料整理システムの概念図は、欧米の史料整理論が一九八〇年代に導入されて以来、ほぼ十年にして一定の摂取を果し、わが国に定着し得る独自の表現を獲得したことになるか。今後、目録編成・記述などの整理実践によってその適否が検証されると思うが、一九九〇年代前半の、近現代史料（にも通ずる）整理論の到達点といえよう。ただ、国際的な史料整理論の環境も変化しつつあり、コンピュータの利用の問題は、史料整理の理

論と技術に大きな可能性と課題をもたらしていることも、これまで見てきたとおりである。現在の到達点自体が安定したものではないことも容易に想起される。次節では、本稿の課題を再確認しつつ問題の再整理を行なうこととした。

註

(1) 『史料』第九卷一号—第一〇卷一号、一九二四年一月—二五年一月、所収。この論文は、のちに『欧米觀察——過去より現代へ』(内外出版、一九二六年)に収録され、近年では三浦周行著『日本史の研究』新輯三(岩波書店、一九八二年三月)三八六頁以下に再録されている。

(2) 三浦周行が紹介した *respect des fonds* は、「(古文書が)

本来一纏めになつて居るものは飽迄も其儘これを保存すべきであつて、夫等が全部に互つて調査を遂げられ本来の関係が諒解さるゝ迄は整理の方法も極められない、従つて本来の冊なり綴込なり包なりも古文書の性質や整理の方針がよく解つて来且つ記録に留められる迄は決してそれをほごしてはならぬとされて居る。」(第九卷四号、一〇七—一〇八頁) というものである。もし三浦が紹介した *respect des fonds* がわが国最初のものであるとすれば、その訳語に「原物尊敬」あるいは「原形維持の愛着」

を宛てたのは、「出所の原則」の初訳であるかもしれない。これは三浦の論文を一九二五年に三井文庫が筆写し、三井高陽がドイツ留学に際して携行した本の中にある註記である(現在、史料館所蔵)。

なお、三浦が紹介する *respect des fonds* は、右の記事からも訳語からも、出所の原則の中に原形保存の原則をも包含しているように読み取れる。

(3) 白水社、一九七一年一月。同書では、出所の原則、原秩序尊重の原則などの概念を、「資料の原形保存ないし復旧」(七六頁)、「出所と関連して有機的な配列のままにおける秩序を復元する仕事」(以上七七頁) という訳語によって表現している。

(4) 『アメリカ合衆国の国立公文書館及び公文書の取扱い等について(公文書保存制度等調査連絡会議資料第一〇号)』内閣総理大臣官房総務課、八一—八四頁。このほか T・

R・シエレンバーグ著「現代の公文書、原理と技術」の部分訳「公文書と公文書館（同前資料第一号）」、「公文書の管理（同前資料第三号）」などに、史料整理論の紹介をみることが出来る。

- (5) 「日本古文書学講座」第二巻では、史料整理に際して文書史料を群として把握することの有効性を「家分けをくづすな」という諸点が言及され（鈴江・一三二頁、ほか）、また原秩序保存が論じられ、J・ファウイエ著「文書館」の引用がされているが（小嶋・一八三頁）、「出所の原則」という用語については、国立公文書館の場合のほかに言及されていない。

- (6) 吉川弘文館、一九八五年十月。

- (7) 目録編成に対する安沢秀一の見解は、「目録上の配列編成とは、特定化された「誰某」文書に内在する秩序体系を明示するところにある」（「史料館・文書館学への道」二四頁）というものである。

- (8) 安沢著前掲書、四二―四四頁。この部分の初出は、「史料館研究紀要」第一六号（一九八四年九月）である。安沢には、ほかに前掲第一節註（8）の「史料管理主要用語（集）」（「史料管理学研修会議義要綱 平成元年度長期研

修課程」所収）の訳業がある。

なお、「史料館・文書館序説」の構想には、マイケル・クック（Michael Cook）が一九八二年にユネスコの「The Development of a Record and Archives Management Programme RAMP」に提出した文書館学の教科目編成の影響があったようである（安沢著、二二八頁以下）。

- (9) 前掲第一節註（3）。

- (10) 安藤論文の初出は、「史料館研究紀要」第一七号（一九八五年九月）所収で、原題は「一九八四年在外研究報告・史料整理と検索手段作成の理論と技法——欧米文書館の経験と現状に学ぶ——」である。同論文は、イギリス・フランス・西ドイツ・アメリカの四か国を訪問し各国の文書館を調査した報告で、欧米文書館学の基礎理論を概括しているが、その中核に史料の整理と検索手段の作成が据えられている。

- (11) 前掲第一節註（3）。

- (12) 大藤・安藤共著、前掲書、一二四―一二九頁。

- (13) 同前、一二九頁。近現代の官公庁文書（行政文書）の場合、組織自体が明確な階層構造を有し、その組織によって作成された文書が相互に関連を持った秩序を有し、そ

それを再構成することが目録編成の目標となるのは必然の帰結であると思う。欧米の文書館学の導入とは関わりなく、誰しもこの概念に到達するのではなからうか。その一例として筆者の体験を挙げておく(『日本古文书学講座』第二巻、一二六頁以下)。

(14) 大藤・安藤共著、前掲書、二二八―二三四頁。

(15) 同前、一四二頁以下。安藤は、史料整理と検索手段の作成について、マイケル・クックの著作の論述を紹介しつつ、史料の整理段階を①初期整理、②内容調査、③構造分析、④多角的検索手段の作成を行なうこととして説明している。これは、「史料の整理と管理」五九頁では、下図のごとくにまとめられている。

(16) 目録編成と記述の方法については、「史料の整理と管理」の刊行後、Keeping Archives, 1987の第五章 Arrangement and Description が石原一則の訳で「史料

編成と目録記述」(神奈川県立文化資料館編「郷土神奈川」第二八号、一九九一年二月、所収)としてわが国にも紹介された。著者は、Paul BruntonとTim Robinsonである。

(17) 一九八八年前後に近世文書の整理ないし目録化について公けにされた論考としては、前掲第一節註(7)の大藤

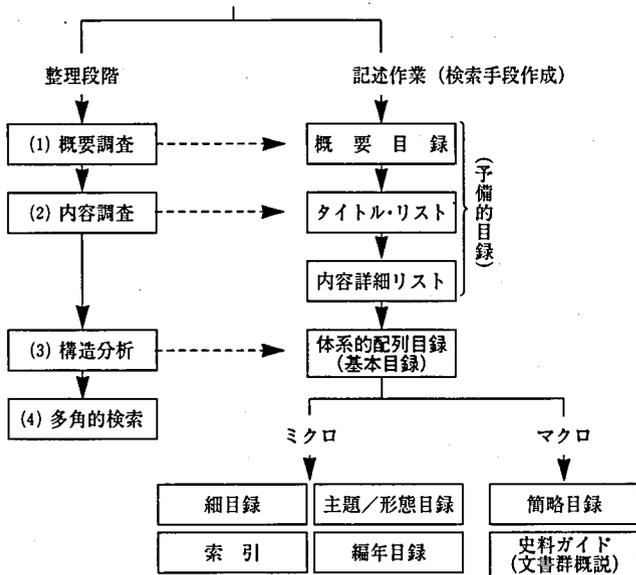


図1 史料整理と検索手段作成の基本手順

修「近世史料の整理と目録編成の理論と技法」、中野美智子「近世地方史料の整理について」、山中秀夫「近世地方文書の検索の機械化及びその利用」、同じく註(3)の塚本学「文字史料の整理をめぐる問題若干」などがある。これらの論考の提起には、当然ながら近現代史料の整理

に際しても通底する論点もあるが、本稿では一九八〇年代以降の近世史料整理論を包摂し得ないので、ここでは論文名を挙げるのみにとどめたい。

(18) 前掲第一節註(8)「記録遺産を守るために」三八―三九頁。

(19) 埼玉協は、一九九一年四月、設立の主目的を自治体史編さんから史料の保存利用に変え、正式名称を「埼玉県地域史料保存活用連絡協議会」とした(太田富康「埼玉協の名称変更と今後の展望」『記録と史料』第二号、一九九一年十月、所収、九八頁)。

(20) 東京大学附属図書館、一九八八年。国策研究会文書は、商工省の高級官僚であった美濃部洋次旧蔵の戦時金融政策関係の史料を中心としたコレクションで、現在、東京大学附属図書館の所蔵となっている。主として一九三七年―四五年を中心とした三二四ファイル、八一〇三点によって構成されているという。

なお、同目録についての紹介は、次註(21)、同目録に対する批評には、後註(57)安藤正人「記録史料目録論」七四―七五頁がある。

(21) 増田元・永田治樹・竹内比呂也執筆。「書誌索引展望」第

一二卷三号、一九八八年八月、所収。

(22) 家文書が中心の近世文書の整理論では、コンピュータ利用の論議が早くからなされており実績がある。例えば、田中康雄「文書館における近世文書の目録作成をめぐる――コンピュータ化環境の中での問題点――」上・下、群馬県立文書館編「双文」第三・七号、一九八六年三月―一九九〇年三月、所収)がある。ごく最近には、鎌田和栄「目録作成とパソコン利用について」(『地方史研究』第二五七号、一九九五年十月、所収)がある。

(23) 前掲(註(21))、増田元ほか前掲論文、二九頁。

文書館が行政文書の目録編成をコンピュータに全面的に依拠して行なった例としては、前節に掲げた「都道府県庁文書目録の分類と記述の構成」所収No②(富山県行政文書目録)第一―三集(一九九一年―一九九四年)がある。このほか、中途で件名目録の編集をコンピュータ入りに切替えた東京都公文書館の「学事文書件名目録」(後述)がある。また、情報公開制度との関連で現用文書の管理、またこれにかかる文書の引継移管のための管理にコンピュータの導入が図られている例もある。大阪市の場合がこの例である(大阪市の公文書公開制度と公文

書館における情報機器による検索システムについては、国松賢美「大阪市の公文書検索システム」(「大阪市公文書館研究紀要」第二号、一九九〇年三月、所収)がある。

なお、このような件名目録、情報公開にかかるコンピュータの利用は、個々の文書(いわゆるドキュメントレベルの単位)への到達を目的としたものである。

(24) 前掲註(21)、二七頁。

(25) 「大学図書館研究」第三三号、一九八八年十二月、所収。

(26) 同前、五〇頁。

(27) 全史料協関東部会編「アーキビスト」第一九号、一九八九年十二月、所収。

(28) 同前、六頁。保坂は目録記述の統一の重要性を提起し、「グループ」(文書群)全体の概要調査から「シリーズ」の把握へ、さらに「ユニットレベル」へと、目録作成を段階的に進める必要を指摘している。

(29) 「広島県立文書館研究紀要」第三号、一九九四年三月、所収。

(30) 同前、三三―三四頁。

(31) 同前、三〇頁以下。長沢はこのほか、神奈川県公文書館の資料検索システムにおける概要情報の入力、検索方法

についての報告と批評がある(「第3回全史料協・企業史料協議会合同研究会参加記」(全史料協編「会報」第三三号、一九九五年三月、所収)。

コンピュータ利用によるデータベース化に言及しているものではないが、多角的な検索手段を件名目録に求める次の意見がある。

「(件名目録によって)利用者は特定の事業の施行内容、郡市町村の個々の人物、一定地域の行政事項など、目的とする資料の有無や所在を直ちに検索することができ、多面的な利用が可能となる」(石田和男「群馬県立文書館における行政文書件名目録の作成について」(「アーキビスト」第一七号、一九八九年四月、所収)、三頁。なおこれは、全史料協関東部会第四回月例研究会(一九八八年六月)の報告要旨である。

各文書館における件名目録への支持は、いぜん強いものがあり、今後これを基軸としてデータベース化が図られることになるかもしれない。

なお、各文書館のコンピュータ利用の状況を概観したものに、平瀬直樹「文書館におけるコンピュータ利用―山口県文書館―」(「山口県文書館研究紀要」第二〇号、

一九九三年三月、所収)がある。ここでは、山口県文書館における近年の行政文書のデータベース化も紹介されている(五〇頁以下)。

(32) 文書館界からは、文書館が図書館・博物館とならぶ独自性、存在意義を持つものとして強調されてきた。文書館のアイデンティティーをイラストによって端的に表現したのは、北川進「文書館のアイデンティティーとそのイラスト表現」(「山口県文書館研究紀要」第一七号、一九九〇年三月、所収)がある。

(33) 「日本目録規則」(NCR)は、日本図書館協会目録委員会の手になるもので、一九八七年に従来の標目統一方式から記述独立方式に切替える意図で新版予備版を作成したが、第一章(非刊行物)などは制定を先送りしていた。一九八九年に第一章などの第一次案を発表したが、一九九四年四月の改訂版ではこの規定は採用されなかった。

(34) 中野美智子「近世史料目録の標準化の問題点と課題——「日本目録規則一九八七年版」第一章非刊行物(第一次案)をめぐる」、中田佳子「日本目録規則一九八七年版」第一章非刊行物(第一次案)について」(いずれも

「記録と史料」第三号、一九九二年八月、所収)。

(35) 日本図書館協会目録委員会編「日本目録規則」一九八七年版改訂版、同協会、一九九四年四月、八六頁。

(36) NCR作成者(目録委員会)が、文書に関して文書館の方式に委ねたこと自体は、筆者も適切な判断であったと考える。第一章非刊行物(第一次案)の問題点については、中野・中田両論文にその多くが指摘されているが、文書史料の目録記述が図書と異なるものであることが確認されたのは、評価されてよい。

(37) 中野前掲論文、七九頁。

(38) 中野は、文書の階層構造を把握し呈示することは、研究課題の領域であり、分類の問題であるとしている(同前論文、七九頁)。この指摘は筆者も同感で、目録記述のためのNCRの中に分類の問題にかかる「文書階層」を包摂しようとしたところに第一次案の矛盾があったのではないかと考えている。また、中野は、「史料の整理と管理」の文書階層抽出の理念がNCR・第一次案に影響していると指摘している。思うに第一次案は、文書館・史料館の整理論が、分類(目録編成)と目録記述を明確に分離していないことの反映であったのかもしれない。

(39) 中田前掲論文、八四頁。

(40) 群馬県立文書館、一九九三年三月。

(41) 「北海道立文書館研究紀要」第二号、一九八七年三月、所収。「北海道立文書館資料整理要領」の制定・施行は一九八五年で、筆者もこの策定に深く関わった一人である。策定に当たって、出所・原秩序の両原則を踏まえているが、施行後一〇年を経て両原則は有効性を維持しているか、検証を加えるべき時期でもあろうか。

(42) 「アーキビスト」第三四号、一九九五年三月、所収。

(43) 「横浜開港資料館紀要」第一二号、一九九四年三月、所収。

(44) 「北海道立文書館研究紀要」第一〇号、一九九五年三月、所収。

(45) 宮崎・平野両論文が提示した個々の記述の方法については、別に稿を起して筆者の体験と照応して論ずることにしたい。また、平野論文には、「本来、文書の整理は、古文学の成果を基礎としておこなわれるべきであろう」として、史料整理論の前提に古文学を据えて、「近代文書整理論」構築への意志を表明している。このような明確な研究の枠組み設定は、これまで近現代史料整理論では少なかった。ただ平野が求めるように、古文学がは

たして近現代史料整理論を支え得るか、また支えてきたか検討すべき余地もあるように思う。

(46) 史料整理のコンピュータ利用を概観し、国際的動向との接点に触れたものとして、安沢秀一「文字記録史料と電算機応用に関する課題と解決」研究集会を開催して「アーキビスト」第一八号、一九八九年八月、所収）などがある。

(47) ICA第一二回大会は、一九九二年九月、カナダ・モントリオール市で開催された。この報告については、小玉正任・柴田和夫「第一二回国際公文書館大会及び米加両国国立公文書館等について」（国立公文書館編「北の丸」第二五号、一九九三年三月、所収）、渡辺佳子「第一二回ICA大会とアメリカ、イギリスの文書館」（京都府立総合資料館紀要」第二二号、一九九四年三月、所収）がある。

(48) 渡辺前掲論文、七頁。

(49) 後註(57) 安藤正人「記録史料目録論」七三頁。

(50) 小玉正任・柴田和夫前掲論文、一一七頁。

(51) 影山淳式・小菅吉治「第二十九回国際公文書館円卓会議報告」（「北の丸」第二六号、一九九四年三月、所収）。国

際田卓会議はICA大会が開催されない年に毎年開催される。

(52) 「行政情報化推進基本計画」が文書館における行政文書の保存に影響を及ぼすと思われるものの中には、事務処理の結果を保存する形態の問題がある。例えば、情報機器に封じ込められた情報、機器を媒体としなければ視認できないフロッピーディスク内の文書の管理をどのようにするかという問題である。また、データベースを駆動する全体の構造、つまりコンピュータプログラム総体も保存の対象とならなければならない。さらに「電子的決裁方式の導入」は、決裁過程の保存がきわめて困難になると予測され、「セキュリティの確保」については、秘密文書の保存の措置が別に講じられねばならないことを示している。情報がかえって一部に独占され秘匿されるといふ傾向を促進するという危惧を、この「計画」は軽減するものではない。

(53) 前掲第一節註(11)

(54) 同前、第五号、一九九四年九月、所収。

(55) 同前、第五号、五四—五六頁。竹林論文の行論からすると、出所は「文書管理保存体制」に規定される。保存体

制の実態によって、各種行政委員会・出先機関、場合によつては内部組織であっても、管理保存体制上、他と区分し得る場合には、それぞれ独立した出所と扱つてよいとの主張として受けとめられる。

(56) 同前、六二頁。

なお、「原秩序尊重の原則」については、これを「文書作成段階への遡及」を行うことであると理解に対し、整理直前の現状を「原秩序」とする考え方もある。ごく最近では、本田雄二「史料整理と目録編成について——原秩序尊重の目録編成と分類項目付与の有機的連関——」(新潟県立文書館研究紀要)第二号、一九九五年三月、所収)がこの主張である。筆者は、すべての史料について文書作成時に遡及することが可能とは考えないが、これまで述べたように、近現代の行政文書の場合には文書作成時の状態を復元することは可能であるし、積極的に試みる意義があると考えている。

なお、本田論文は近世史料を対象とする論述であるが、原秩序のほか、記述の統一、分類を施すことの意義、「整理」という語の当否について、近現代史料の場合にも考へなければならぬ、いくつかの問題提起がなされてい

る。尤も、「整理」を「整備」に変えたいとする提言（六）（57）『歴史評論』第四九七号、一九九一年九月、所収。

七頁）については、もし語義のこだわりのみであれば不（58）同前、六五―六七頁。

要と思うが、概念の変換を伴う提言なのであるうか。（59）同前、六九―七三頁。

四、まとめ — 近現代史料整理論の課題 —

本稿の主題は、これまで議論として成立することの少なかつた近現代史料整理論の主張をたどることによって、その到達点と課題を確めることであつた。叙上のとおり近現代史料整理論は、近世史料整理論の中の分類論を母体とし、近代の行政文書の整理実践の過程で各館が独自に摸索するなかに出発点を置いてきたと言つてよい。また各文書館はその過程で近代行政文書管理史の研究、行政機構の変遷の解明を整理論とともに発展させてきた。一九八〇年代後半には欧米の先進的文書館学の整理論が紹介された。

欧米の整理論の導入は、近世・近現代の枠を超えた史料整理の体系として呈示されたこともあつて、その後の史料整理論をリードすることになった。その内容も史料の階層性に即した目録編成と基本目録を中心とした目録の体系を呈示することによって、文書館における整理技術の基礎理論としての地位を獲得したと言つてよい。また、コンピュータの利用によって、各種の検索手段の作成についても、多様な可能性が示されたが、同時に従来、標準化が進まなかつた目録記述についても、これを促す方向が現われている。

尤も、この体系的な基礎理論をいち早く吸収したのは、近世史料の整理であつたように思われる。新たな理論は欧米の近現代史料、なかでも行政文書の整理実践を基礎として成立した整理論であつた。しかし、近現代史料を収蔵す

る都道府県立文書館の整理体系の主要部分が、容易にこの整理論によつて構築されたとはいえない。多くの館では、すでに一定の整理体系と実践の蓄積があつて、整理技術が確立していたこともあつたからである。むしろ、近現代史料の中でも、近世史料に近似した、家文書・私文書の整理に際してこの理論と技術が摂取され易かつたとは言えないであらうか。

以上のような近現代史料整理論の状況から、今後の方向をどのように見定めることが出来るであらうか。第一に挙げなければならない点は、新たな諸理論が、近現代史料とくに行政文書などを対象とした整理実践の中で、その当否が検証されなければならないということである。元来、整理論は実践の中で生まれてきた理論であるから、近現代史料を対象とした整理実践を積み重ねてその当否を検証し、理論と技術を改善していく必要がある。第二に目録記述の標準化の問題であるが、これも一定の実践の蓄積によつて確立してゆく方向にある。文書館界が他の類縁機関に貢献し得る体系を構築するにも、実践による検証を集約する文書館界のシステムが必要となつてこよう。第三に、目録記述の国際的標準化の動きの中で、わが国の文書館界に対しても標準化への要請が強められよう。これに対応する必要があるが、外的な要因に動かされるのみでは、目録記述技術の確立は望み難い。目録記述についても、「出所」「原秩序」の二大原則の適用についても、近現代史料を対象としては、ようやく実践を伴つた論議が始まつた段階と言つてよい。来るべき変革に対応するためにも、わが国の史料整理論の主体性を確立しておく必要があるのではなからうか。第四に、これまでのことに若干加えたいと思ふのは、整理論を成立させるための枠組みについてである。文書館の一業務としての整理の範囲は、いぜんとして明確ではない。従つて整理論の範疇も定まり難い。或いは、「整理論」に変えて「目録論」「検索手段の作成論」に置換える方が、概念を明確に出来るであらうか。しかし、文書館業務の、収集（引継移管と言つてもよい）・整理・利用という流れの中に、整理技術を明確な体系をもつて確立させるには、

単に目録・検索手段を論ずるだけでは不足であろう。「整理」の概念を文書館でも明確に規定する必要があるのではないかと筆者はいまのところ考えている。

右に挙げた諸点は、引続き筆者の課題でもある。この課題の発見のために本稿の紙数を費したことになる。それぞれの課題は、筆者の整理実践とともに展開していききたいと思うが、本稿の論述の枠組み、また内容について御批判をいただけるならば幸いである。

(一九九五年十月十七日浄了)

〈追記〉

(1) 本稿浄了後、史料館渡辺浩一教官の示唆により、武田晴夫「経営史料としての個人文書——石川一郎文書の整理に即して——」(『企業と史料』第一集、企業史料協議会、一九八六年三月、所収)に接することが出来た。これは、一九八三年五月に行われた第三回企業史料管理研究会での講演記録である。石川文書は、戦前、化学工業統制会会長、戦後、経団連初代会長を勤めた石川一郎の文書で、一九四二年から五六年にかけての文書であるという。講演は、石川文書の整理に当たってその経過を報告したものであるが、ここでは、整理の第一段階で原型(現形)にもとづき記録をし、第二段階で、原秩序を復元する方向で文書の階層構造に即した分類を施していることが報告されている。くわえて将来の展望として目録の刊行と、目録に付す索引によって多角的な検索手段を提供することが展望されている。史料整理の諸段階、階層構造の設定、索引の位置づけなど、八三年に提起された諸点がこんにちなお史料整理論の課題であることは言うまでもない(本稿第三節三項註(13) 関連)。

(2) 「記録と史料」第五号に、「国際文書館評議会記述基準特別委員会「国際標準記録史料記述…一般原則」(青山英幸解説、森本祥子訳)が掲載されている。同誌の発行は、一九九五年九月三〇日となっているが、筆者に配付されたのは、十一月六日であったので、本稿で検討するには至らなかった。

(3) 本稿浄了後、第二節註(1)で紹介した全史料協関東部会の文書館学文献目録のデータベースは、その成果が最終的に「文書館学文献目録」(岩田書院、一九九五年十一月)として公刊された。同書によって、近現代史料整理論の流れに位置づけるべき業績が、ほかにも多数存在を知ったが、すでに入稿後であったので、本文ではふれることが出来なかった。その主な論文名のみを掲げておく(発表年次順)。ただ、これらの研究によっても本稿の論旨を著しく変えることにはならない。

① 八木江里・阿部裕子・松田久子「湯浅年子(一九〇九―一九八〇)史料整理の歩み」(「お茶の水女子大学文化研究センター年報」第二号(通巻九号)、一九八八年十二月、所収)。

② 佐藤勝巳「戸田市における行政文書整理試論 ―その方法と実践―」(「戸田市立郷土博物館研究紀要」第四号、一九八九年三月、所収)。

③ 小松芳郎「旧役場史料の整理・保存について」(松本市総務部行政管理課編「松本市史研究」創刊号―第二号、松本市、一九九一年三月―一九九二年三月、所収)。

④ 渡口善明「沖縄における行政文書の整理・保存の現状と課題」(「地域と文化 ―沖縄をみなおすために―」第六五号、南西印刷出版部ひるぎ社、一九九一年六月、所収)。

⑤ 吉田義治「パソコンによる検索目録作成への試み ―岐阜県行政文書のデータベース化―」(「岐阜県歴史資料館報」第一五号、一九九二年三月、所収)。

⑥豊島区史研究会（青木哲夫・伊藤悟・倉敷伸子・波田永実）「木村秀崇氏関係文書の現代史料としての意義」
〔生活と文化 — 豊島区立郷土資料館研究紀要—〕第八号、一九九四年三月、所収。

(4) 次の二つの論文は、本稿に関連する研究であるが、いずれも入稿後に公開されたので、前項と同様に本文に反映することが出来なかつた。これも論文名のみを掲げておく。

①安藤正人「越後国頸城郡岩手村佐藤家文書の構造」〔渡辺尚志編「近世米作単作地帯の村落社会 — 越後国岩手村佐藤家文書の研究—」岩田書院、一九九五年十一月、所収〕。

②安藤正人「記録史料学とアーキビスト」〔日本通史〕別巻三史料論、岩波書店、一九九五年十二月、所収。
(5) 本稿執筆に当たっては文書館学文献目録データベースのほかにも、実に多くの方々から著書・論文抜刷あるいはそのコピーをいただき、また御教示を受けた。とくに各地の文書館・史料館など史料保存利用機関及び館員の方々にはなにかにつけて、御教示、御協力をいただいた。ここでそのすべてのお名前を尽くすことが出来ないので、末文ながら厚くお礼を申し上げ謝意を表するしだいです。

(一九九六年一月二十五日)

